

# R7年度 竹ヶ島四阿新設工事

図面リスト			
図番	名称	図番	名称
A - 00	表紙・図面リスト		
A - 01	特記仕様書（1）		
A - 02	特記仕様書（2）		
A - 03	特記仕様書（3）		
A - 04	特記仕様書（4）		
A - 05	附近見取図		
A - 06	配置図・平面図		
A - 07	屋根伏図		
A - 08	立面図		
A - 09	断面図		
A - 10	断面詳細図		
A - 11	部分詳細図（1）		
A - 12	部分詳細図（2）		
S - 01	伏図		
S - 02	構造詳細図		
S - 03	軸組図		

縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

海陽町

工事名称 R 7 年度 竹ヶ島四阿新設工事

図面番号  
A - 00

工事概要			章 適用可否	項目	特記事項	章 適用可否	項目	特記事項	
1. 工事名称	令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事		<input checked="" type="radio"/>	7. 施工中の安全確保	◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度修復又は補償すること。	<input checked="" type="radio"/>	9. 発生材の処理等	◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等）であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゆん工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	
2. 工事場所	徳島県海部郡海陽町宍喰浦字竹ヶ島							◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	
3. 建物概要	建物名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新築工事 構造・規模 木造 平屋建 建築面積 13.24 (m <sup>2</sup> ) 延床面積 13.24 (m <sup>2</sup> )							◎再生資源利用促進計画書を作成する上の確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関する承認等を行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	
4. 工事種目	建築一式工事							◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	
5. その他								◎建設発生土の搬出に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者より受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。	
建築工事仕様書									
章 適用可否	項目	特記事項	章 適用可否	項目	特記事項	章 適用可否	項目	特記事項	
1 般 共 通 事 項	<input checked="" type="radio"/> 1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標準」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標準」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ・ 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和7年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準団（電気設備工事編） 令和7年版 ・ 公共建築設備工事標準団（機械設備工事編） 令和7年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官房営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和7年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和7年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和7年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和7年版）	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。  ◎受注者は、高さが10M以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「營繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。  ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時ににおいて、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	<input checked="" type="radio"/> 10. 材料・製品等	◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。  ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJS又はJASの材料で、JS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。	◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。		
	<input checked="" type="radio"/> 2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（營繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。  ◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。  ◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。	<input checked="" type="radio"/> 10. 材料・製品等	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時ににおいて、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJS又はJASの材料で、JS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。	◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。		
	3. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に提出すること。	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。	<input checked="" type="radio"/> 8. 交通安全管理	◎既設水管の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。	<input checked="" type="radio"/> 8. 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画立てで災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし棒装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし棒装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないことを ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある	
	4. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。	◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。	<input checked="" type="radio"/> 9. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従って処理すること。 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の「一般共通事項」「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「一般共通事項」「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び構造コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調装置等の整備や撤去処分を行う場合は、フロント類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書様式3)、産業廃棄物は(産業廃棄物管理票(マニフェスト))により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	<input checked="" type="radio"/> 9. 発生材の処理等	◎受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再生資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。	◎県内産再生碎石の原則使用 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再生資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。	◎県内産再生碎石の原則使用 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再生資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。
	5. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。						
	6. 電気保安技術者等	◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。  ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。							
	7. 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。  ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人に十分周知徹底すること。  ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。  ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。  ◎工事の施工に伴う灾害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経第3号）その他の関係法令に従い適切に処理すること。  ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。							
縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%									
				海陽町	工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 01			
				設計 R.7.12	竣工	図面名称 建築特記仕様書 (1)	縮尺 1: NON		

章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項													
1 般共通事項	○	11. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1), (3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	○ 17. 完成図等	一 般 共 通 事 項	◎電子納品：対象  ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。  ◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする) ・工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(図部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料  ◎しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。  ◎工事現地の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で確認できること。  ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。  <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>サ イ ズ</td> </tr> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table>	区分	サ イ ズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	○ 3. 産業廃棄物の処理	一 般 共 通 事 項	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。	種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
区分	サ イ ズ																							
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
○	12. 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。  ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。  ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。  ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済であっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。  ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。  ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。  ◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	○ 18. 火災保険	一 般 共 通 事 項	上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求める、減額変更を行なうことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。 ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。	○ 4. 建設発生土の処理	一 般 共 通 事 項	◎建設発生土の処理については、「第3章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。	○ 5. 他工事との取り合い	一 般 共 通 事 項	◎他工事との取り合い区分	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他								
○	13. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土建機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正平成14.4.1(国施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同様の目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協商するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。  ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協商する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。	○ 19. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	一 般 共 通 事 項	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定種類、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を示すものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。	○ 7. 技能士の適用	一 般 共 通 事 項	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定種類、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を示すものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。	O印 … 適用作業	工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業												
○	14. 工事看板等	◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械は、「労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械」は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。	○ 1. 施工条件	一 般 共 通 事 項	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行なう場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・海南小学校の児童の通学路は、交通整理員を配置し、児童の通学に安全を確保するものとする。 ・隣接道路は通学路であるため、登下校時間帯には工事車両は通行しないものとする。 ・工事の外部足場に落下防止として図示の範囲にメッシュシート養生または金網養生を設置するものとする。	○ 2. 交通誘導警備員	一 般 共 通 事 項	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、60日間配置する。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・(義務付けられていない))。 ・警備員は、延60人(昼60人、夜0人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次工事の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。	工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 02														
○	15. 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	一 般 共 通 事 項	海陽町	工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 02																		
○	16. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前に全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	○ 7. 施工条件	一 般 共 通 事 項	設計 R.7.12	竣工	図面名称 建築特記仕様書 (2)	縮尺 1: NON																

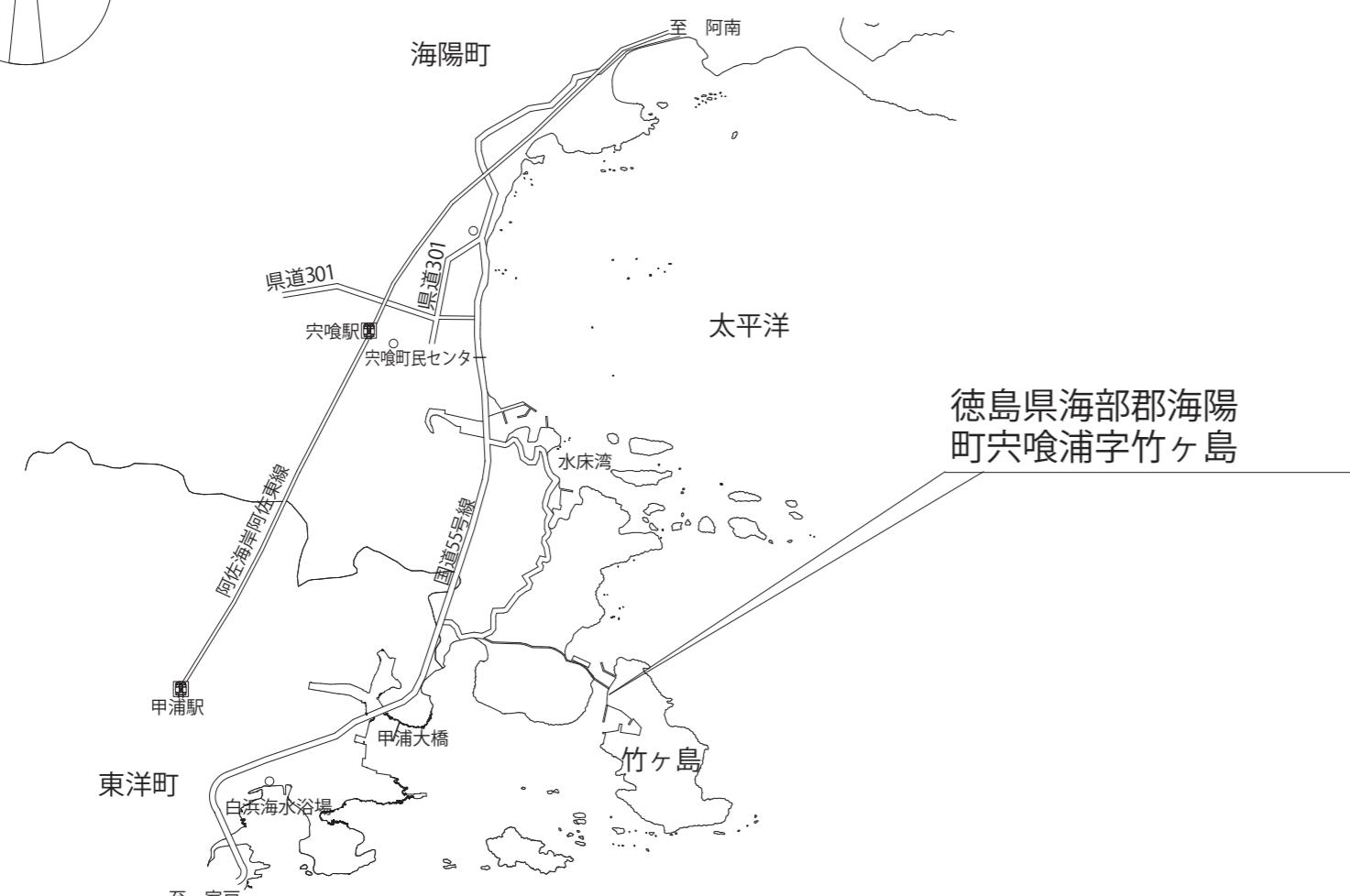
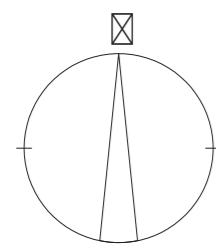
章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項						
2 章 仮設工事	○	1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。	4 章 地業工事	○	4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。  ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。	5 章 鉄筋工事	○	1. 材料	規格番号 JIS G 3112 - JIS G 3551	規格名称 鉄筋コンクリート用棒鋼 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 溶接金網及び鉄筋格子・	種類の記号 SD295 - 網目の形状：寸法：150x150 径：6φ				
	○	2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき届け出の要否に問わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリストで点検した後、監督員の確認を受けること。	○	5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。  ◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつて、000m3までごとに巡回取扱い、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。	○	2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。								
			◎建設発生汚泥の処理	◎土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。  ◎現場内再生利用とする。  ◎発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容等を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。	○	3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎鉄筋の継手の位置は図示による。  ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。	○	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない階下間を除く。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直徑は図示による。	○	5. 帯筋	◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。	○	6. 梁貫通孔補強	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。	○	7. 配筋検査	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【I節－基礎及び基礎梁の配筋】～【I節－梁貫通孔その他配筋】による。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎形の種別は構造図による。	○		◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。										
			◎建設発生汚泥の処理	◎梁貫通補強に建設技術評価規定期に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。	○		◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。										
			◎建設発生汚泥の処理		○												
3 章 土工事	○	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。	4 章 地業工事	○	1. 一般事項	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。	6 章 コンクリート工事	○	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度						
	○	2. 排水	◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。		○	2. 載荷試験	◎地盤の平板載荷試験は（ <u>行う</u> ・行わない）。 また、試験位置は図示のとおりとする。 報告書の記載事項は、次の事項を記載する。 ①地盤工学会基準JGS I521-2003と部分的に異なる方法を用いた場合には、その方法 ②試験方法 ③試験結果の図及び表 ④地盤反力係数 ⑤極限支持力 ⑥試験地盤の観察結果と地下水の状況 ⑦その他特記すべき事項		○	2. コンクリートの仕上がり	コンクリートの種類 設計基準強度 FC(N/mm²) 切込砂利 切込碎石 再生クラッシャラン	調合管理強度 F <sub>c</sub> (N/mm²) I5 基礎下 150 C-30 土間下 150 RC-30	スランプ (cm) I5 無 I5 無	強度試験の有無 有 無 有	種別 A種 B種 B種	気乾単位容積重量 (t/m³) 2.3 2.3 2.3	適用箇所 基礎(躯体) 捨てコン(躯体) 土間・工作物
	○	3. 埋め戻し及び盛土	◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承諾を受ける。		○	3. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。		○	3. 普通コンクリート	◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（F <sub>c</sub> ）に構造体強度補正（S）を加えた値とする。 なお、構造体強度補正（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齡28日までの予想平均気温に応じて定める。						
	○	4. 地盤改良	◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm <sup>2</sup> ）とし、厚さは50mmとする。  ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。  ◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。  ◎六価クロム溶出試験を（ <u>行う</u> ・行わない）。				◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（F <sub>c</sub> ）に構造体強度補正（S）を加えた値とする。 なお、構造体強度補正（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齡28日までの予想平均気温に応じて定める。		○	4. 六価クロム溶出試験	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第1回強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。						
	○	5. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。						○	5. 合板せき板	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。						
	○	6. 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m <sup>2</sup> 程度）・設けない）						○	6. 横骨材	◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は（A・B・C）種とする。						
	○	7. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。						○	7. 横骨材	◎コンクリートの仕上がりの平たんさは、標仕表6.2.5による。						
	○	8. 監督員事務所	◎既存用水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。						○	8. セメント	◎セメントの種類は、（普通ポルトランドセメント）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（）						
	○	9. 公共事務利用の場合は、監督員相互で同意がとれた場合	（1）公共事務利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合						○	9. 骨材	◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。						
	○	10. 資材置場	（2）購入土（切込碎石）砂（真砂土等）である場合						○	10. 混合セメント	◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・できない）。						
	○	11. 現場事務所用地等	◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。						○	11. 塩化物	◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。						
	○	12. 公共事務利用の場合は、監督員相互で同意がとれた場合	（3）公共事務利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合						○	12. コンクリート中の塩化物量	◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。						

縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

海陽町 工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事 国面番号 A - 03  
設計 R7.12 竣工 国面名称 建築特記仕様書 (3)

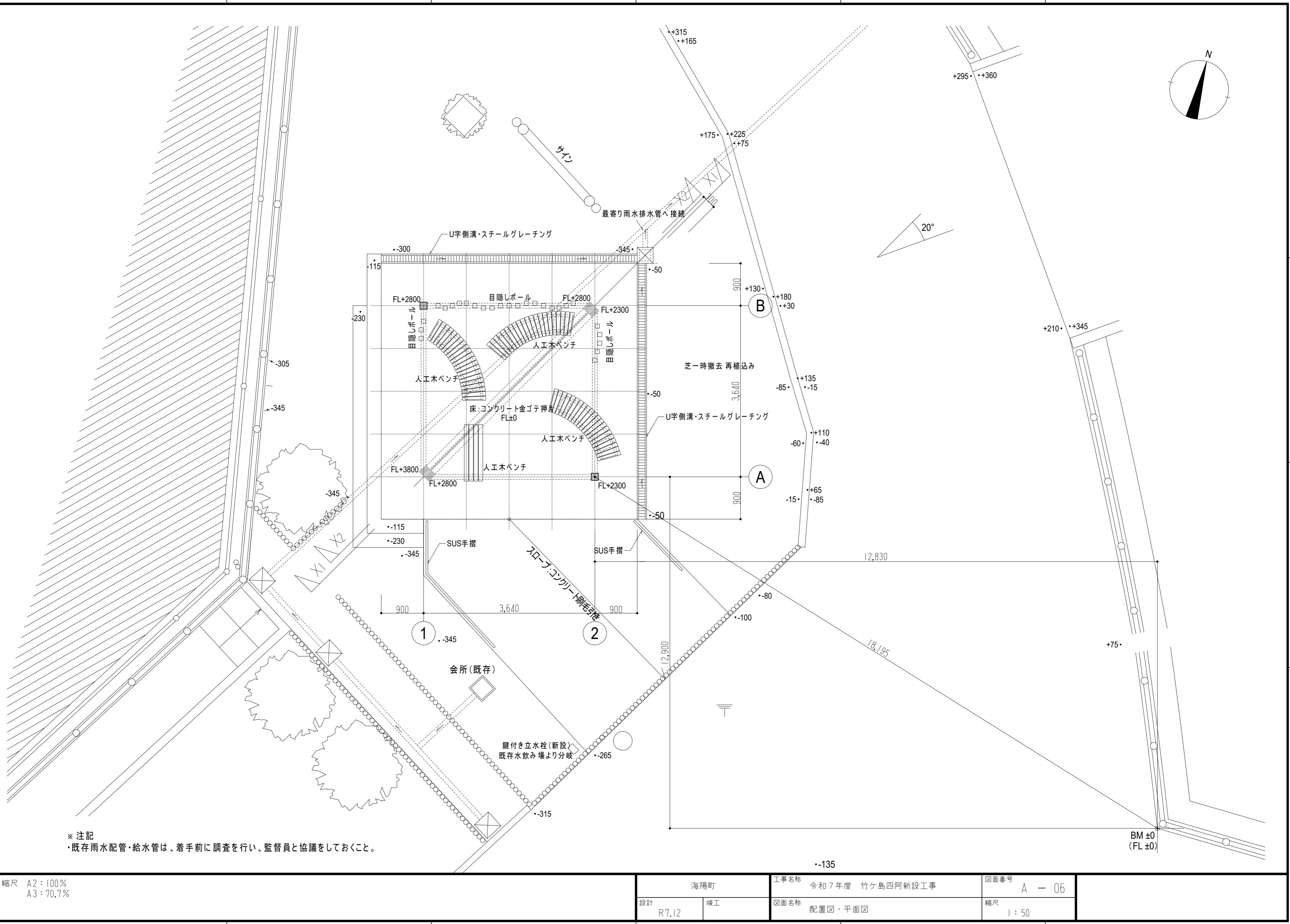
縮尺 1 : N/N

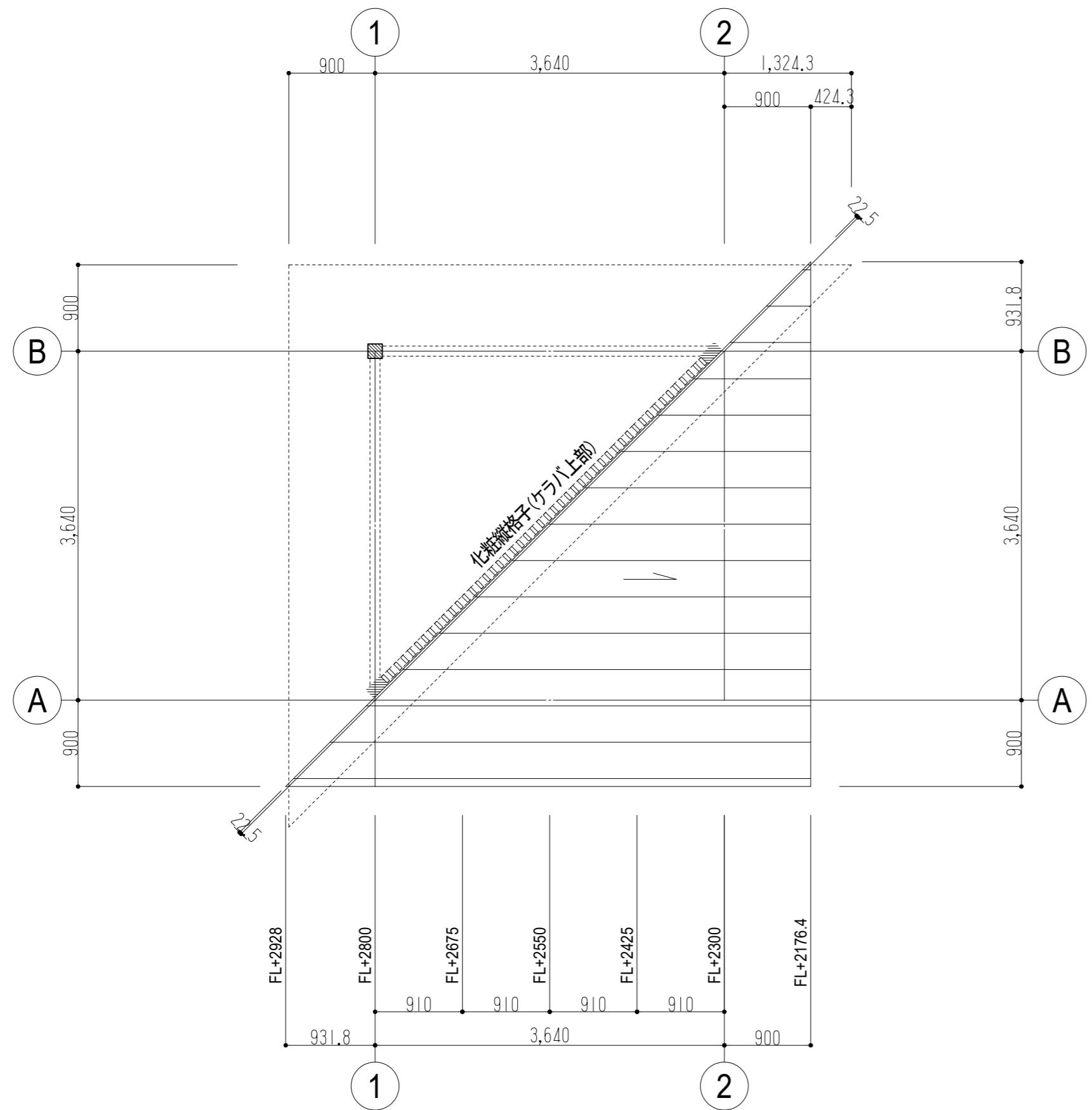
章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																							
6章 コンクリート工事		<p>◎試練りは（行う・行わない）。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をもらなければならぬ。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。試験方法は、JIS A 1150骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1150骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書B「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(A)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎ひび割れ誘発目地の位置（○@1,800内外）</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎型枠は、（県産木製型枠 ○合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種別</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td>ラワン合板</td> <td>12</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>標仕6.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎スリープの材種（紙チューブ）</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは（25）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとし、また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引める。</p>	型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし				標仕6.2(2)(ア)	A種	あり	ラワン合板	12	基礎	標仕6.2(2)(イ)	B種	なし				標仕6.2(2)(イ)	C種	なし				標仕6.2(2)(イ)	普通型枠	なし					<p>13章 屋根及びその他の工事</p> <p>○ 1. 一般事項</p> <p>◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 <math>V_0 = (38) \text{ m/s}</math> 地表面粗度区分 ([I]・[II]・[III]・[IV]) 積雪区分 無し</p> <p>○ 2. 長尺金属板葺き</p> <p>◎屋根葺き形式 横葺（一文字葺き・ひし形葺き） ・心木なし瓦棒葺 ○立平葺</p> <p>◎材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類 (JIS規格 名称)</th> <th>JIS 規格番号</th> <th>鋼板の 厚さ (mm)</th> <th>めつき 付着量</th> <th>塗膜の 耐久性 の種類</th> <th>下葺材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>JIS G3322</td> <td></td> <td>0.4</td> <td></td> <td></td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>葺板の寸法 (mm)</th> <th>下地</th> <th>留付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>400</td> <td>改質アルキレーニング×2重</td> <td>専用ビス止め</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力に応じた固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。</p>	施工箇所	種類 (JIS規格 名称)	JIS 規格番号	鋼板の 厚さ (mm)	めつき 付着量	塗膜の 耐久性 の種類	下葺材料	屋根	JIS G3322		0.4			図示による															施工箇所	葺板の寸法 (mm)	下地	留付け方法	屋根	400	改質アルキレーニング×2重	専用ビス止め										<p>18章 ユニット及びその他の工事</p> <p>1. 人工ベンチ</p> <p>◎座面：人工木材（リサイクルウッド）脚：PCコンクリート ベンチ・サークルベンチ（6分割）タカオ脚 又は同等品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>表面の処理</th> <th>直径</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステンレス</td> <td>ヘアライン</td> <td>12.7φ</td> <td></td> <td>四国化成 SB型程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 手すり</p> <p>◎手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても銷止め処置を行うこと。</p> <p>3. 目隠しボール</p> <p>◎擬木 90x90 直埋めタイプ NEOCUT WOOD 倍高儀 又は同等品</p>	材種	表面の処理	直径	取付箇所	備考	ステンレス	ヘアライン	12.7φ		四国化成 SB型程度							<p>1. 一般事項</p> <p>◎敷設された配管、栓等は、所定のものあり、所定の形状及び寸法を有すること。</p> <p>◎工事着手前に 既存排水管・給水管の位置について現地確認を行い監督員と協議をしておくこと。</p> <p>◎配管、栓、街きよ、縁石、側溝等は、排水に支障となる沈下や漏水がないこと。</p> <p>2. 排水管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>VU</td> <td>100φ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 排水栓等</p> <p>◎排水マスの形状：図示 ◎グレーチング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>パイパーピッヂ</th> <th>亜鉛めつき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>U字溝用</td> <td>歩道用</td> <td>あら目</td> <td></td> <td></td> <td>滑り止め模様</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎側溝</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U型側溝</td> <td></td> <td>溝幅150</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材種	管の種類	呼び径	備考	硬質ポリ塩化ビニル管	VU	100φ						材種	用途	適用荷重	パイパーピッヂ	亜鉛めつき付着量	上面形状	備考	スチール	U字溝用	歩道用	あら目			滑り止め模様								名称	形状	寸法	備考	U型側溝		溝幅150							<p>21章 排水工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> <p>◎床コンクリート直押し仕上げは、公共建築工事標準仕様書第15章4節による。</p> <p>◎施工箇所（土間床） 誘発目地：カッターカリ</p>		<p>15章 左官工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は(A)・(B)種とする。</p> <p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第12号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級</p> <p>2. 製材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱</td> <td>檜</td> <td>図示</td> <td>A種</td> <td>図示</td> <td>15%以下</td> <td>防腐・防蟻</td> <td>加圧注入(無色)</td> </tr> <tr> <td>梁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>A種</td> <td>図示</td> <td>15%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>母屋・鼻隠</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>A種</td> <td>図示</td> <td>15%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>化粧格子</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>A種</td> <td>図示</td> <td>15%以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎柱材の 加圧注入と背割りの施工方法については、監督員と協議するものとする。</p> <p>◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の床張り合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎構造用合板 ・野地板下地：構造用合板 t=12 ・野地板：中本造林㈱ 杉 t=30 埋木・サンダー仕上 実付 又は同等品</p>	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	保存処理	備考	柱	檜	図示	A種	図示	15%以下	防腐・防蟻	加圧注入(無色)	梁	杉	図示	A種	図示	15%以下			母屋・鼻隠	杉	図示	A種	図示	15%以下			造作材	化粧格子	杉	図示	A種	図示	15%以下			<p>16章 塗装工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. 耐候性塗料(DP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>銷止め塗料 塗りの種類</th> <th>上塗りの 等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>A種</td> <td>I級</td> <td>柱脚金物・格子受け金物</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>10. 木材保護塗料塗り(WP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>A種</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	素地ごしらえ	銷止め塗料 塗りの種類	上塗りの 等級	備考	鉄鋼面	B種		A種	I級	柱脚金物・格子受け金物							区分	種別	素地ごしらえ	備考	木部	A種	A種							<p>縮尺 A2:100% A3:70.7%</p> <p>海陽町</p> <p>工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事</p> <p>設計 R7.12 竣工 図面名称 建築特記仕様書(4)</p> <p>図面番号 A-04</p> <p>縮尺 1:NON</p>
型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																																																																																																																																																													
県産木製型枠	-	なし																																																																																																																																																																																																																																
標仕6.2(2)(ア)	A種	あり	ラワン合板	12	基礎																																																																																																																																																																																																																													
標仕6.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																																																																																																																																																																
標仕6.2(2)(イ)	C種	なし																																																																																																																																																																																																																																
標仕6.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	種類 (JIS規格 名称)	JIS 規格番号	鋼板の 厚さ (mm)	めつき 付着量	塗膜の 耐久性 の種類	下葺材料																																																																																																																																																																																																																												
屋根	JIS G3322		0.4			図示による																																																																																																																																																																																																																												
施工箇所	葺板の寸法 (mm)	下地	留付け方法																																																																																																																																																																																																																															
屋根	400	改質アルキレーニング×2重	専用ビス止め																																																																																																																																																																																																																															
材種	表面の処理	直径	取付箇所	備考																																																																																																																																																																																																																														
ステンレス	ヘアライン	12.7φ		四国化成 SB型程度																																																																																																																																																																																																																														
材種	管の種類	呼び径	備考																																																																																																																																																																																																																															
硬質ポリ塩化ビニル管	VU	100φ																																																																																																																																																																																																																																
材種	用途	適用荷重	パイパーピッヂ	亜鉛めつき付着量	上面形状	備考																																																																																																																																																																																																																												
スチール	U字溝用	歩道用	あら目			滑り止め模様																																																																																																																																																																																																																												
名称	形状	寸法	備考																																																																																																																																																																																																																															
U型側溝		溝幅150																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	保存処理	備考																																																																																																																																																																																																																											
柱	檜	図示	A種	図示	15%以下	防腐・防蟻	加圧注入(無色)																																																																																																																																																																																																																											
梁	杉	図示	A種	図示	15%以下																																																																																																																																																																																																																													
母屋・鼻隠	杉	図示	A種	図示	15%以下																																																																																																																																																																																																																													
造作材	化粧格子	杉	図示	A種	図示	15%以下																																																																																																																																																																																																																												
区分	種別	素地ごしらえ	銷止め塗料 塗りの種類	上塗りの 等級	備考																																																																																																																																																																																																																													
鉄鋼面	B種		A種	I級	柱脚金物・格子受け金物																																																																																																																																																																																																																													
区分	種別	素地ごしらえ	備考																																																																																																																																																																																																																															
木部	A種	A種																																																																																																																																																																																																																																



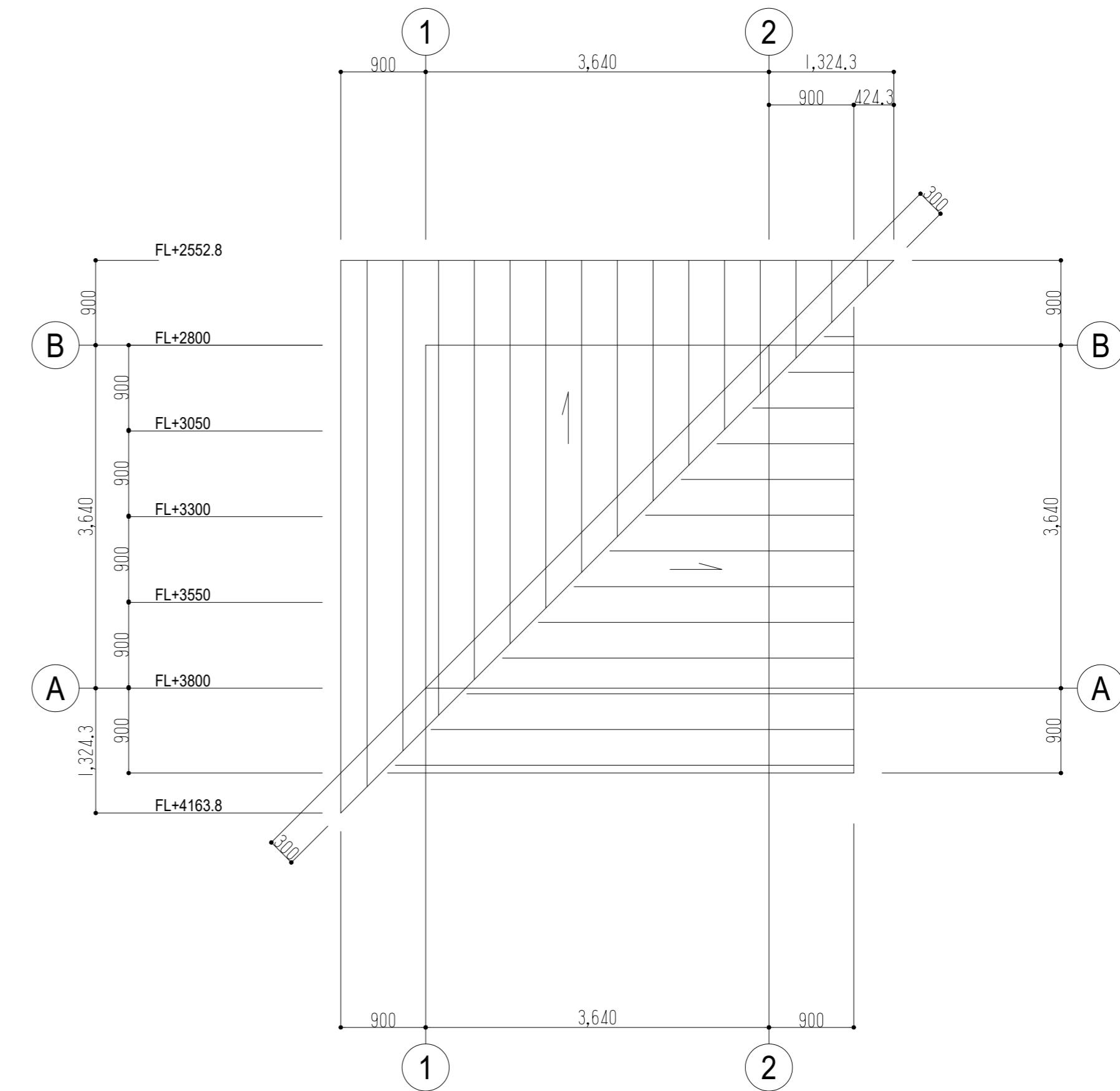
縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

海陽町	工事名称 R 7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 05
設計 R7.12	竣工 図面名称 附近見取図	縮尺 1 : NON



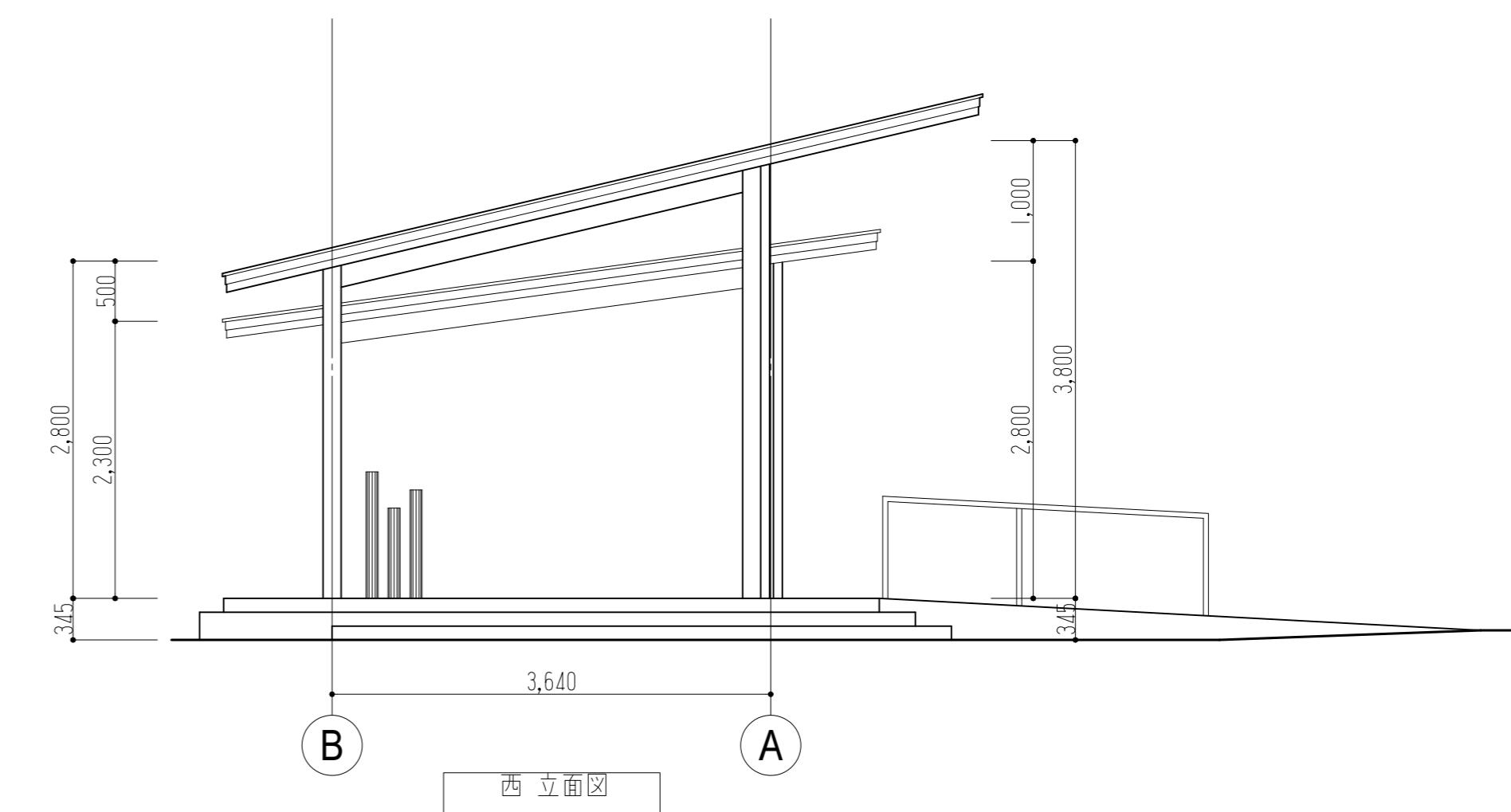
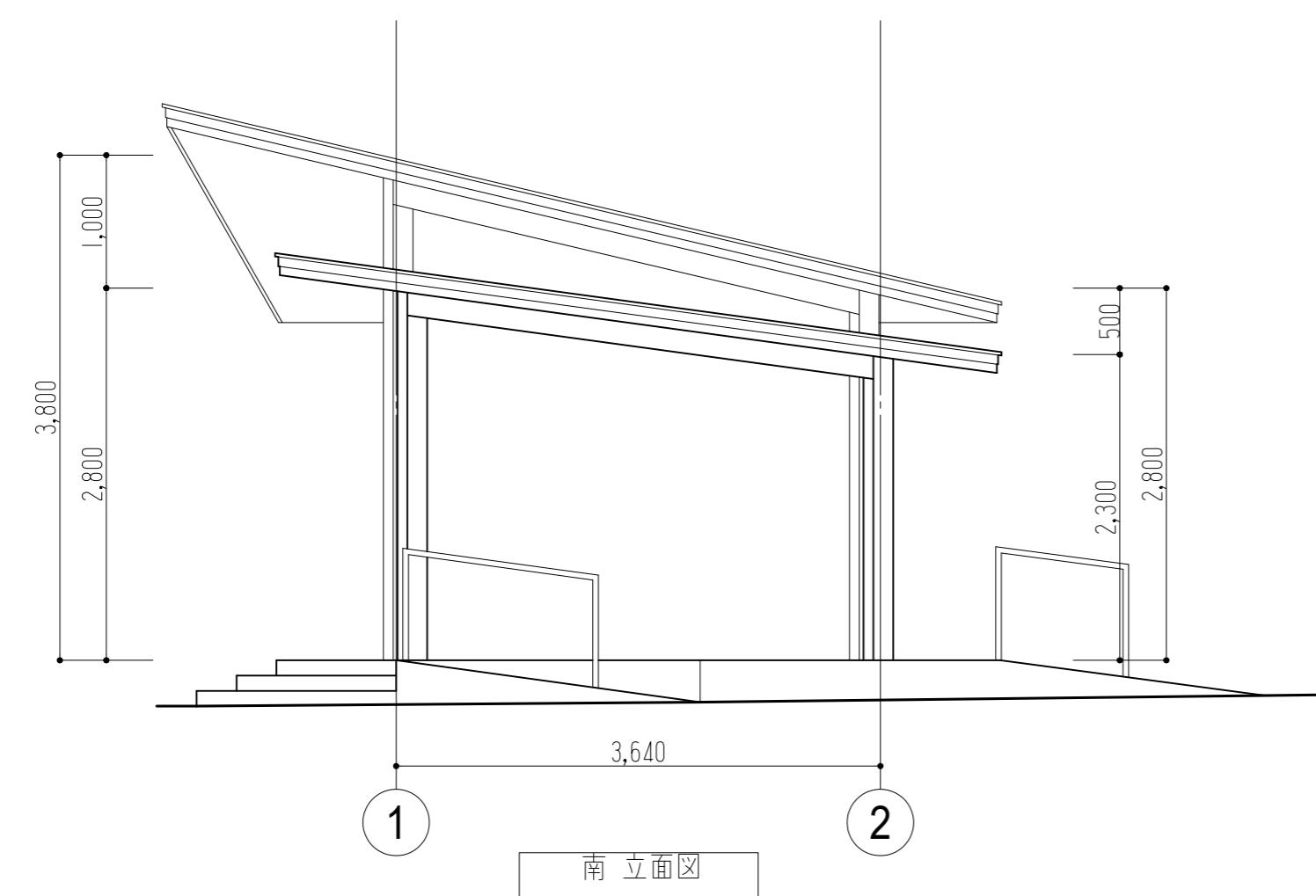
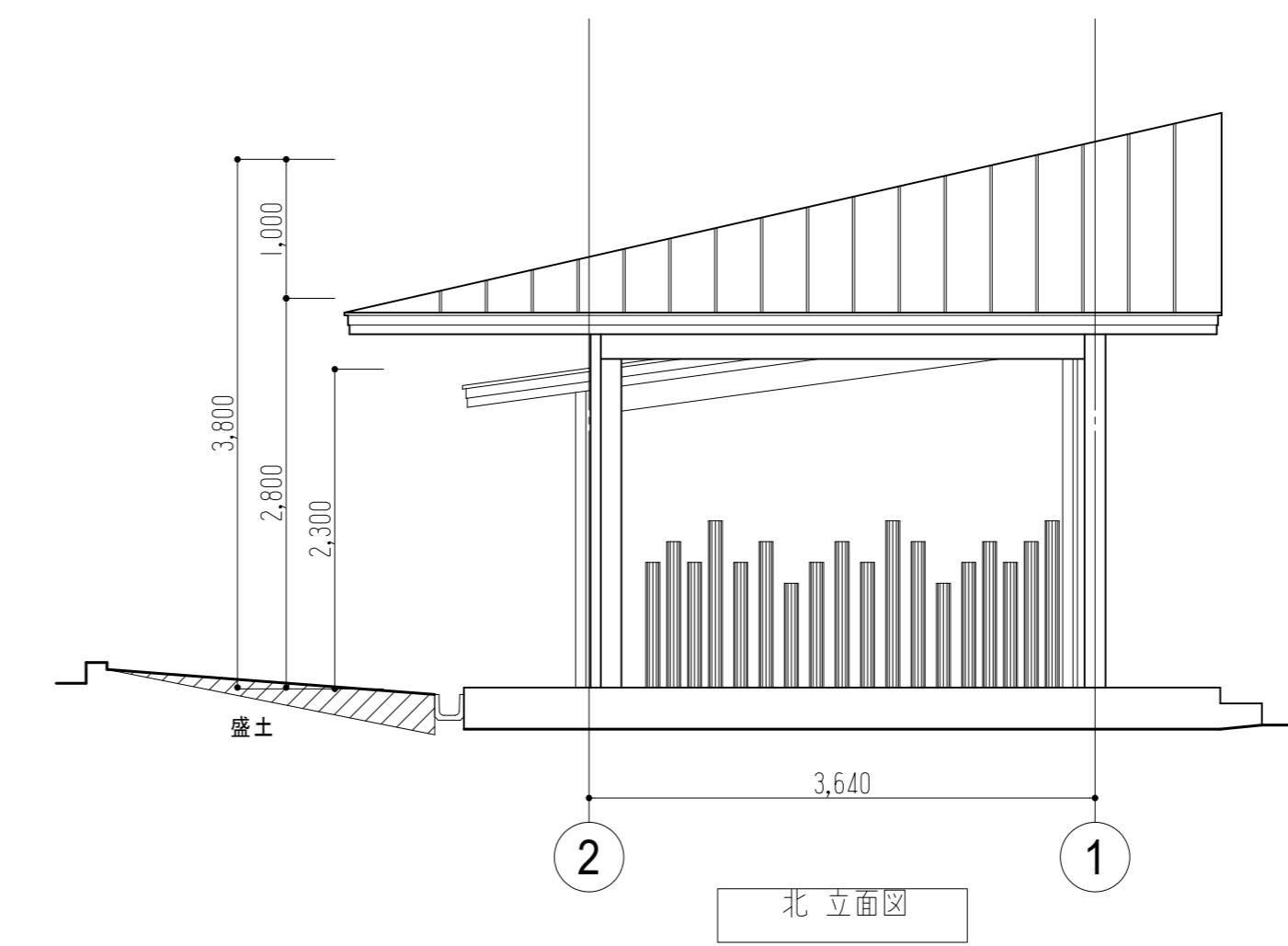
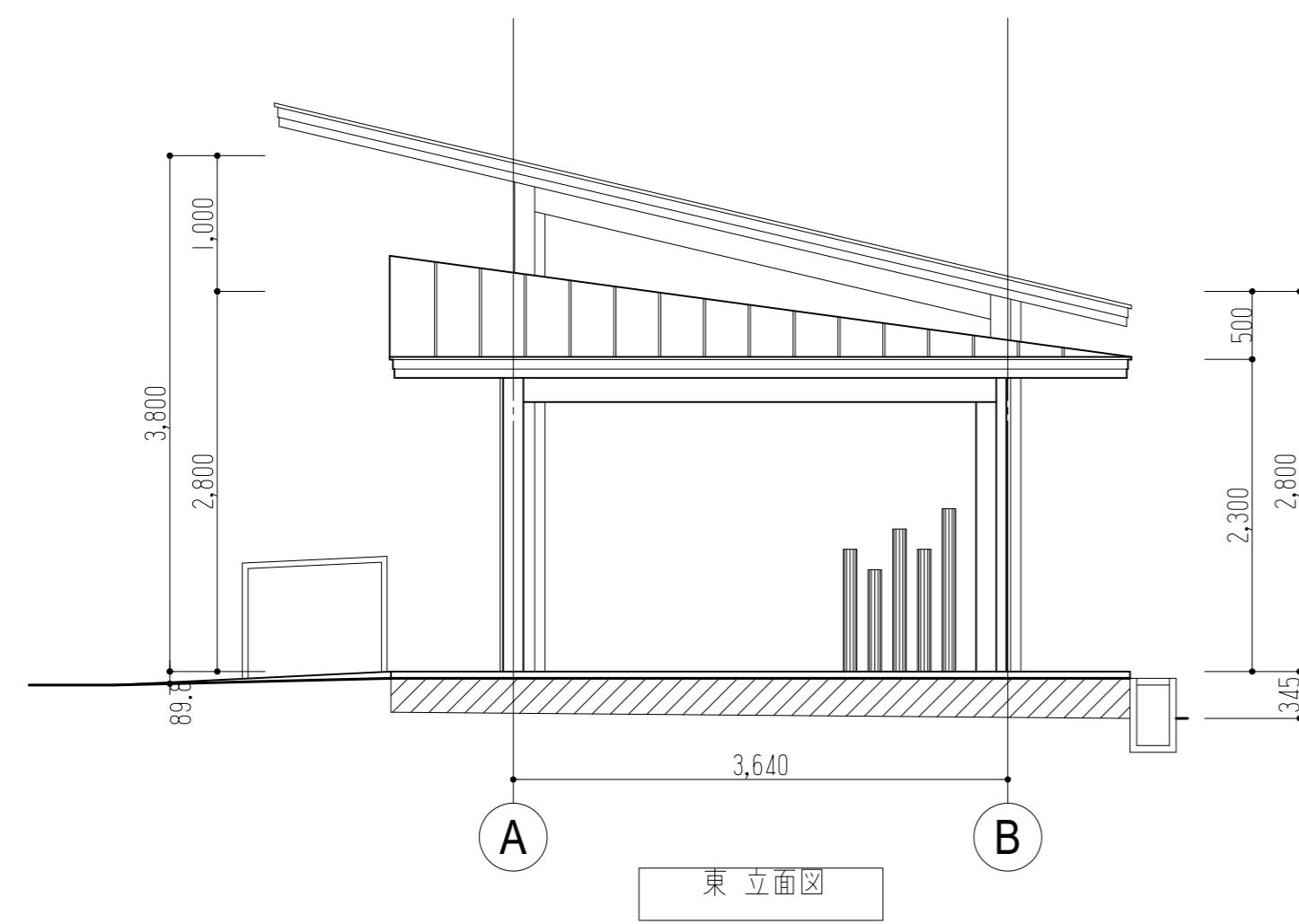


屋根伏図(1) S=1/50  
FL+2300～FL+2800



屋根伏図(2) S=1/50  
FL+2800～FL+3800

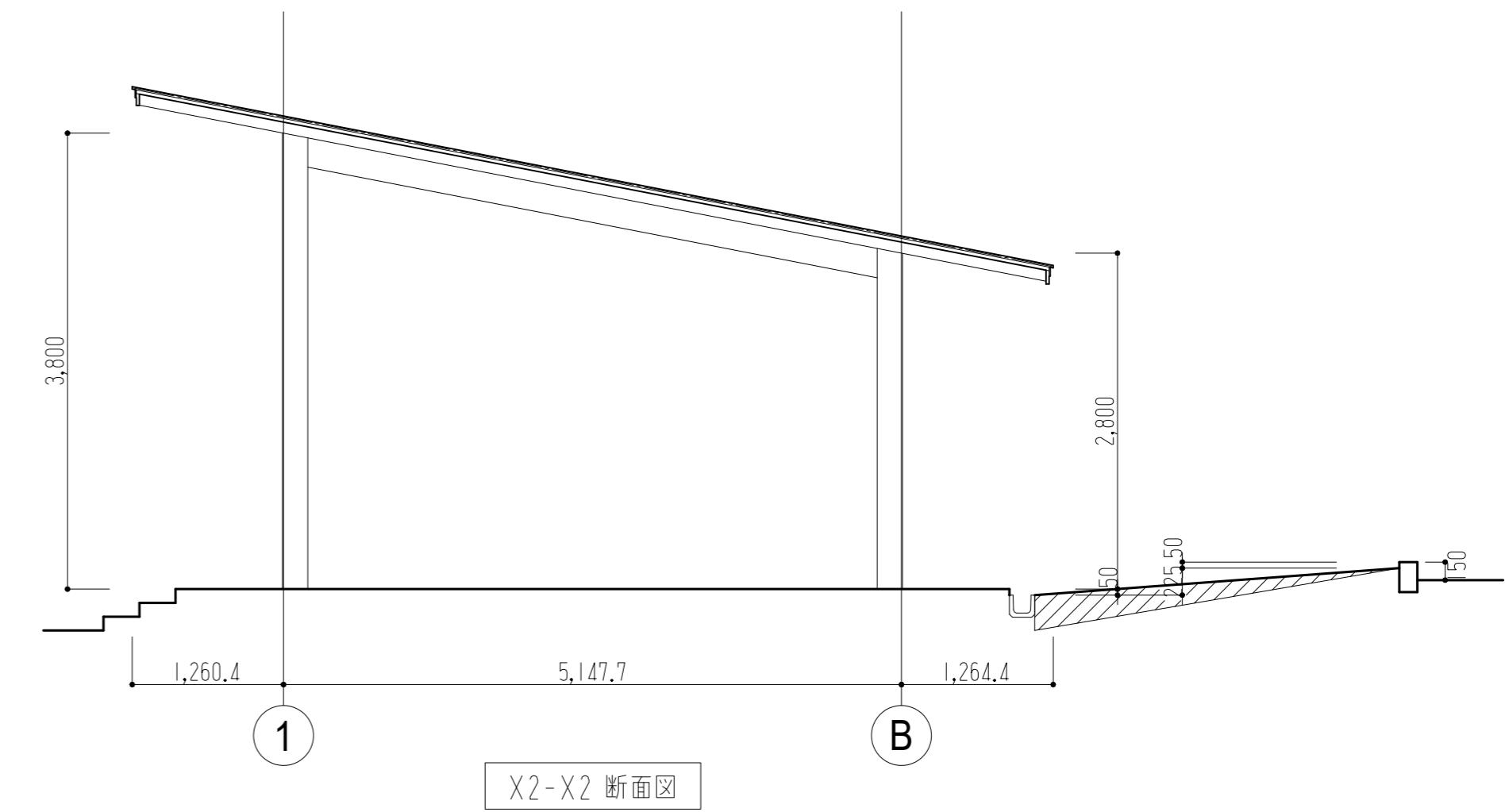
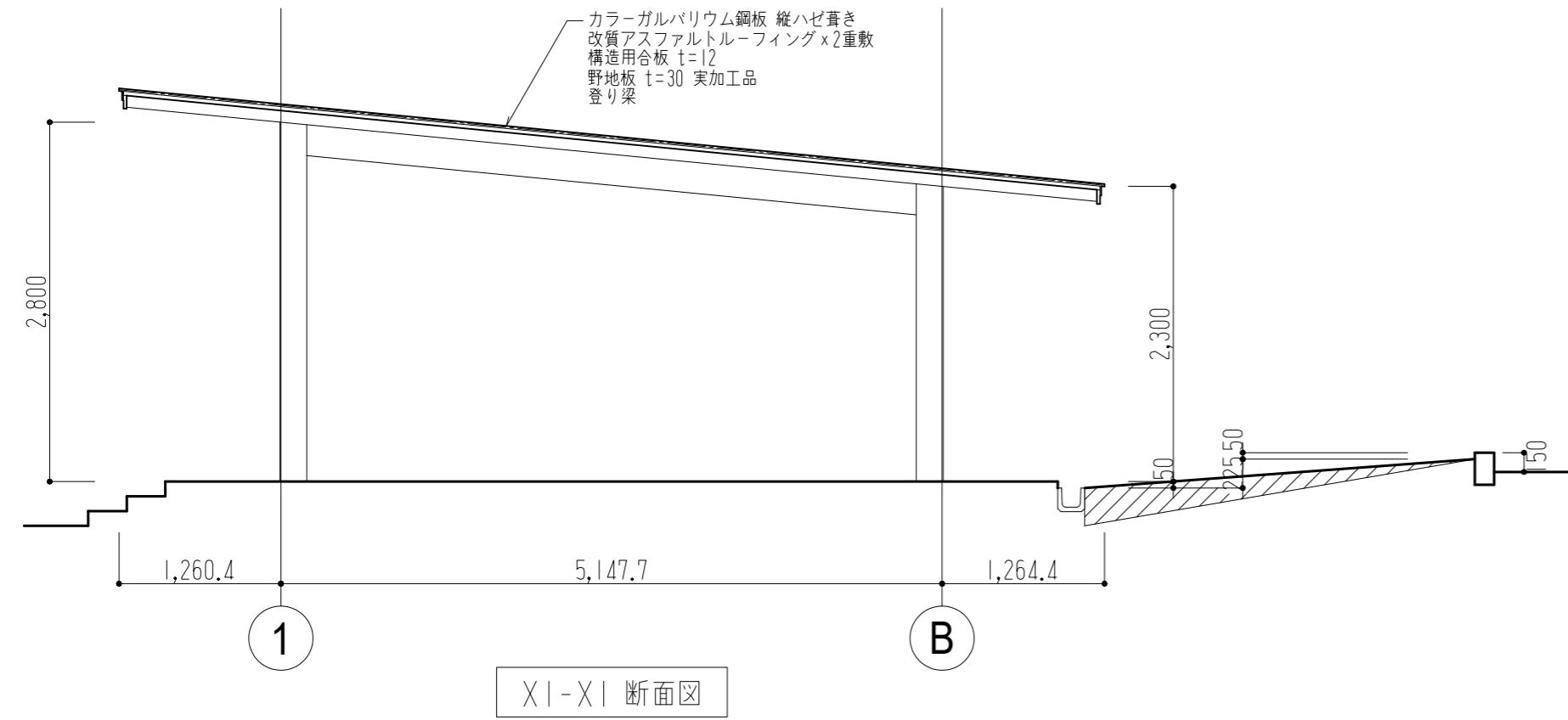
※ 注記  
・FLからの各梁天端までの高さを示す。



縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

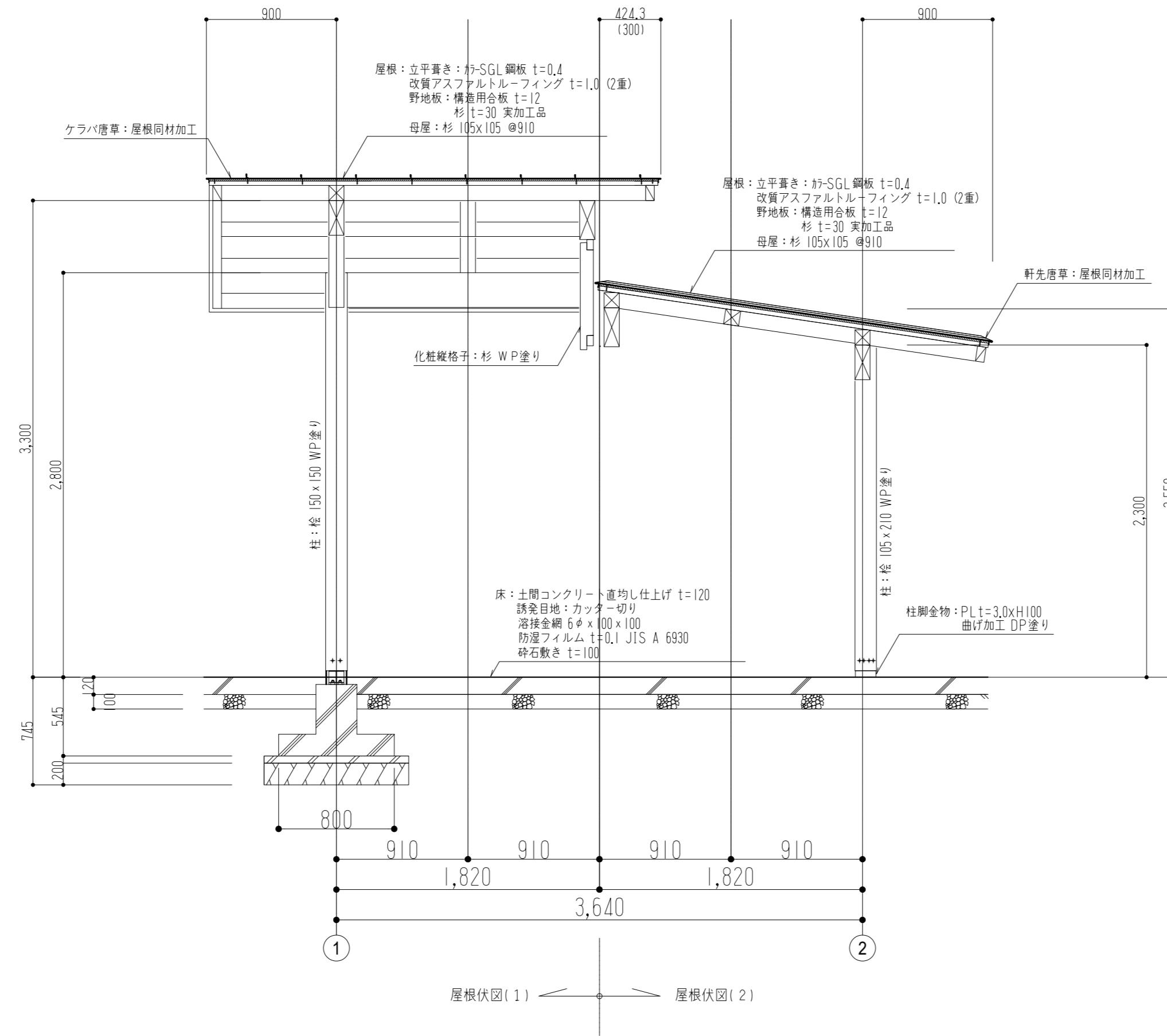
海陽町	工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 08
設計 R8.00	竣工	図面名称 立面図

縮尺  
1 : 50



縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

海陽町	工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 09
設計 R7.12	竣工 図面名称 断面図	縮尺 1 : 50



※注記

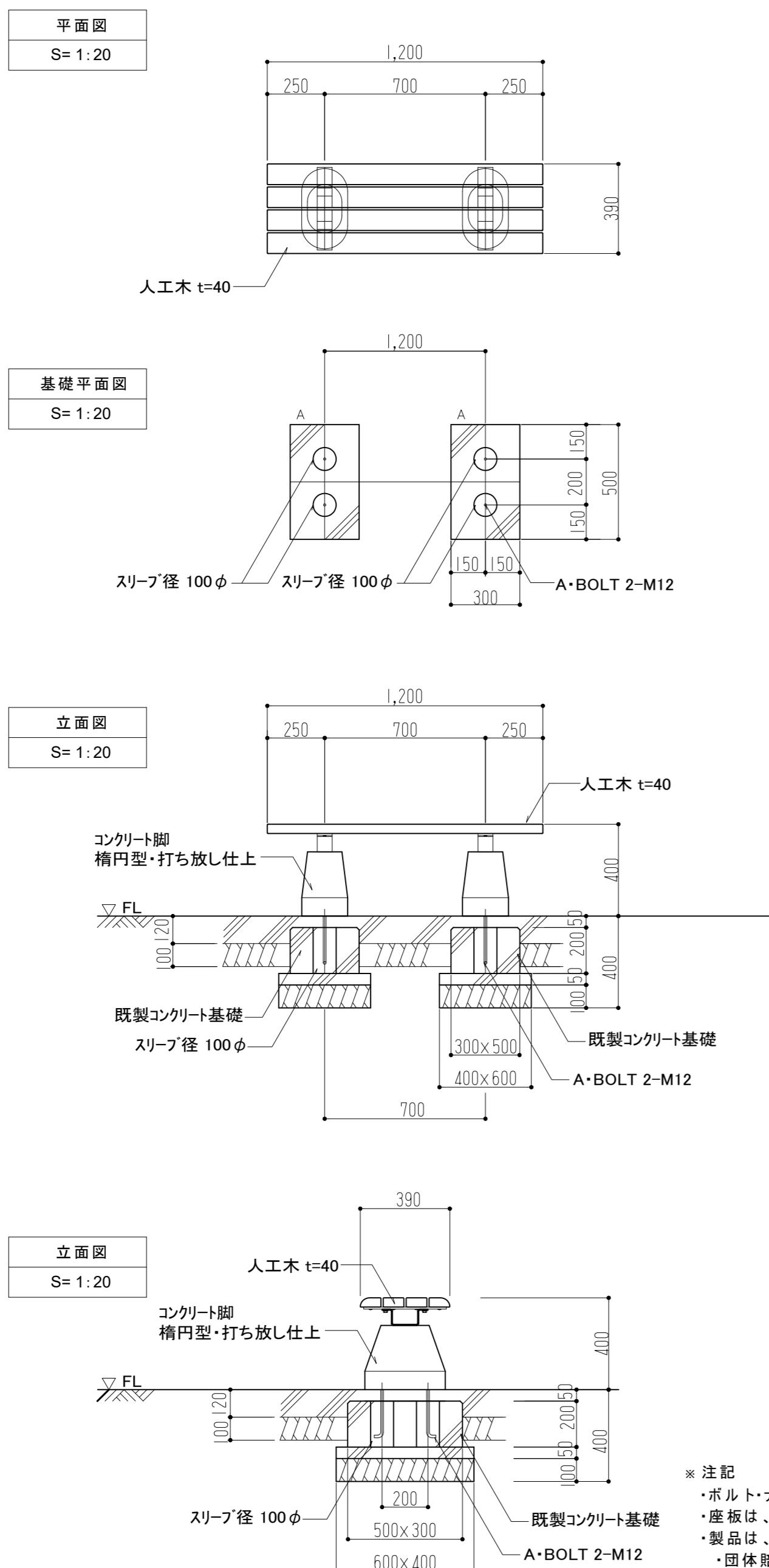
- ・木部見え掛けりは、木材保護塗料塗り仕上げとする。

縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	海陽町		工事名称 R7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 10
設計 R7.12	竣工	図面名称 断面詳細図	縮尺 1 : 30	



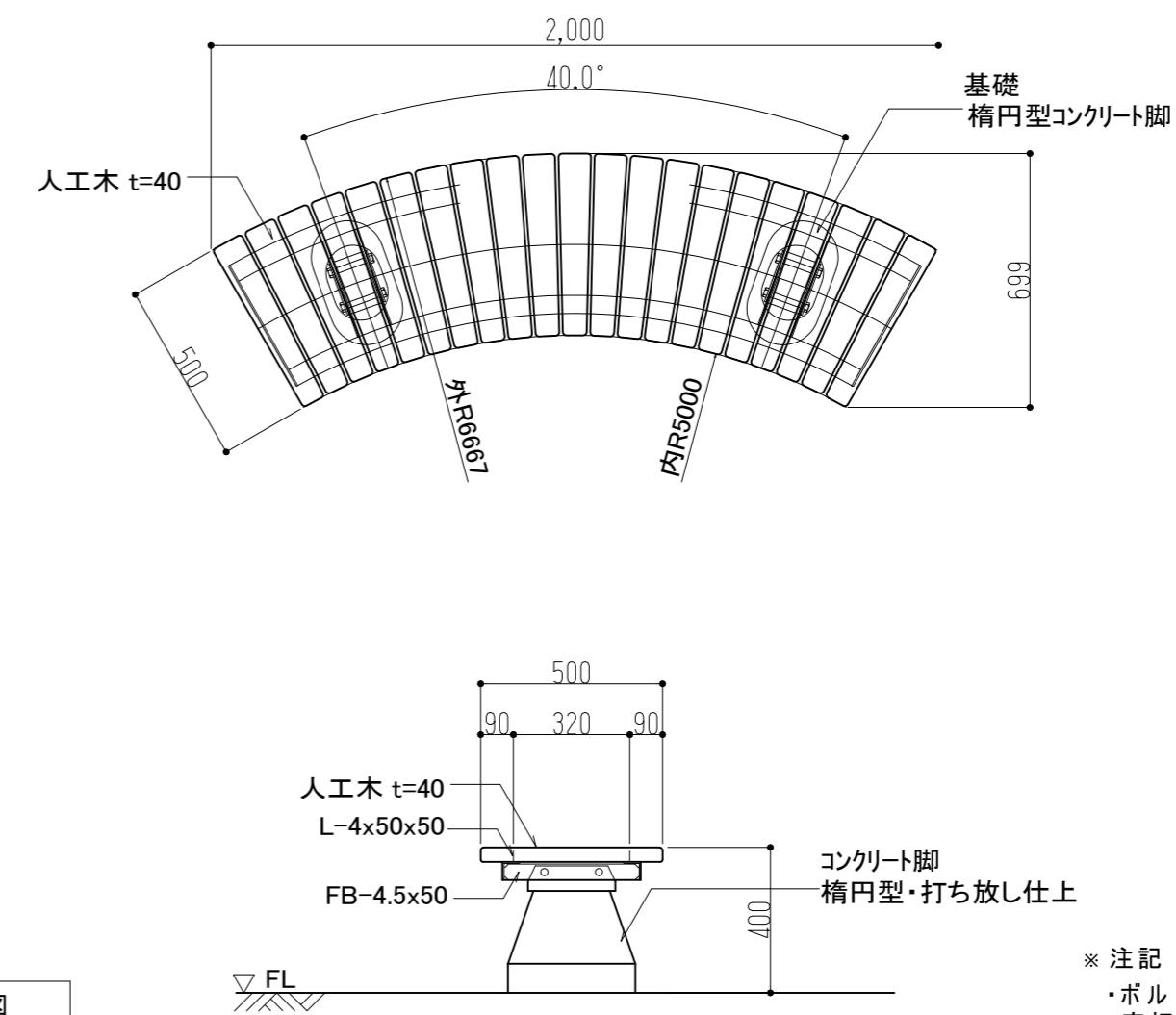
ベンチ詳細図

S = 1/20



## 人工木サークルベンチ 詳細図

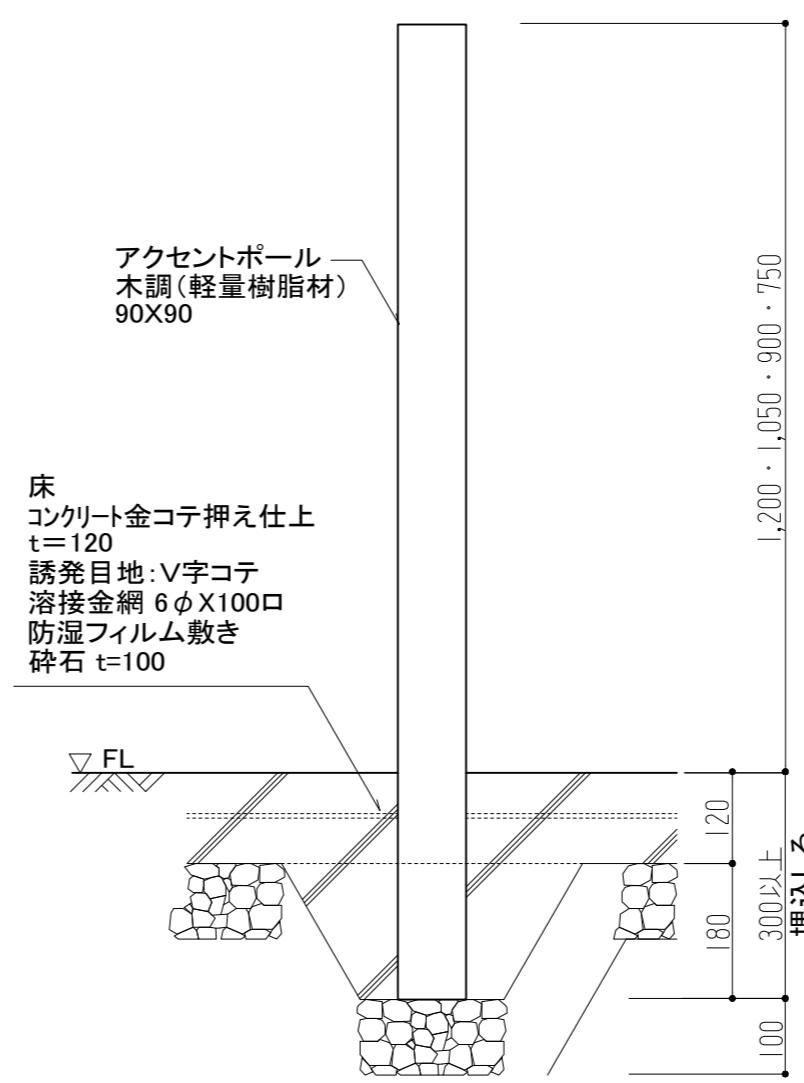
S=1/20



- ※ 注記
  - ・ボルト・ナットは、全てステンレスとする。
  - ・座板は、MEDウッド-Aとする。
  - ・製品は、(一社)日本公園施設業協会  
　　・団体賠償責任保険に加入した製品とする。
  - ・コンクリート脚下部基礎は、ベンチ脚下部基礎と  
　　同様の仕様とする

アクセントポール 詳細図

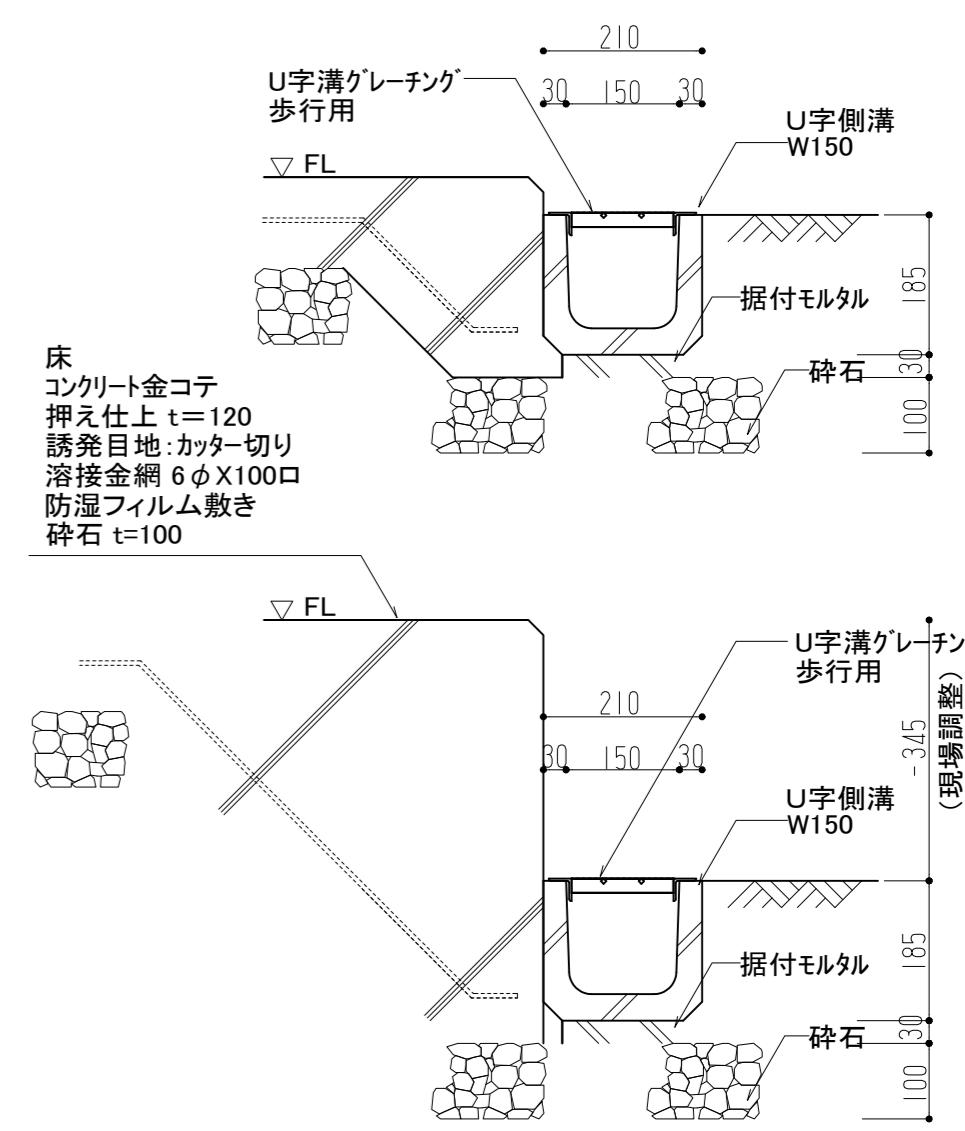
S= 1/10



- ※ 注記
  - ・ボルト・ナットは、全てステンレスとする。
  - ・座板は、MEDウッド-Aとする。
  - ・製品は、(一社)日本公園施設業協会  
　　・団体賠償責任保険に加入した製品とする。

U字側溝詳細図

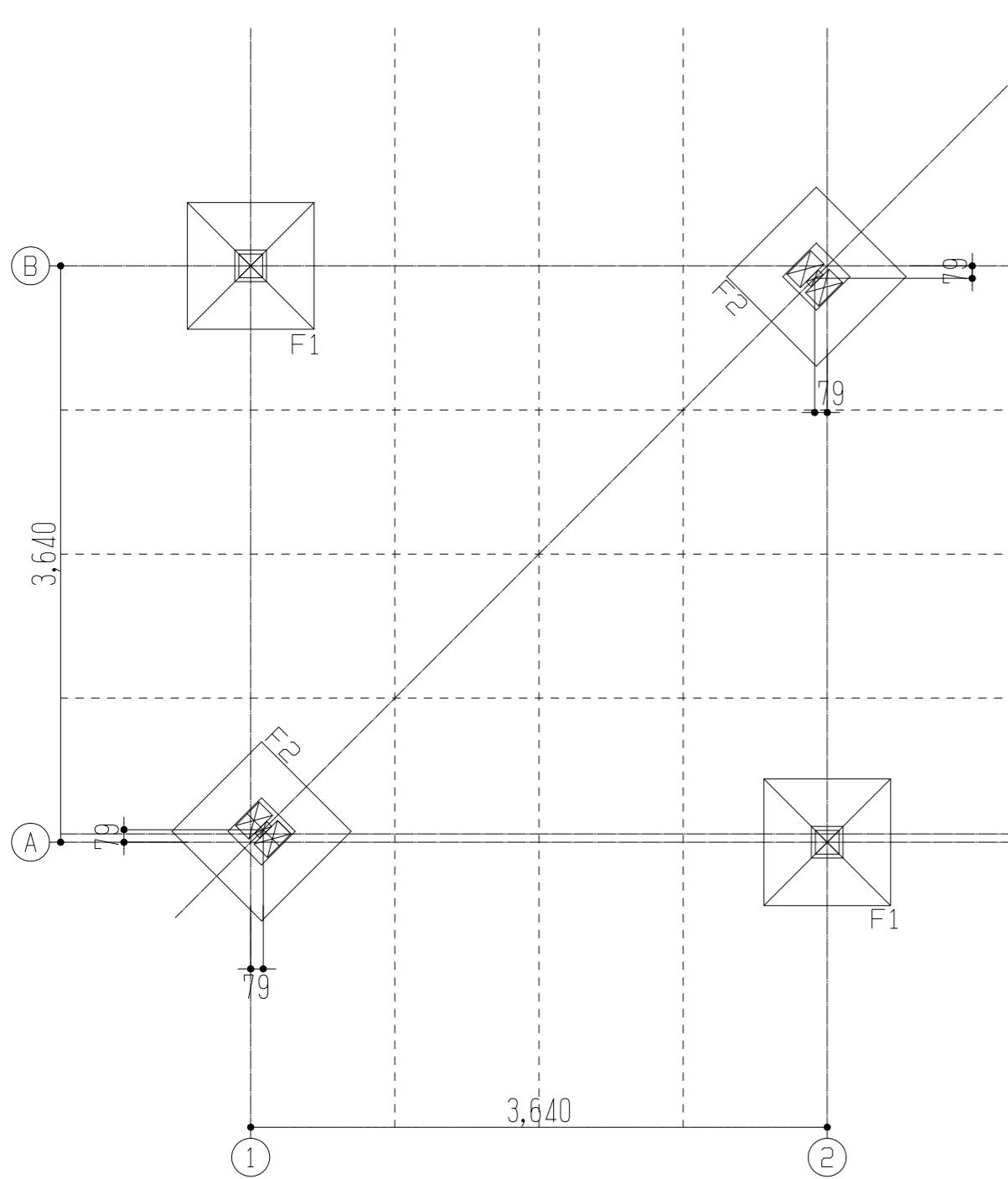
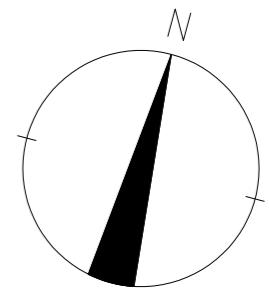
S=1/10



縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

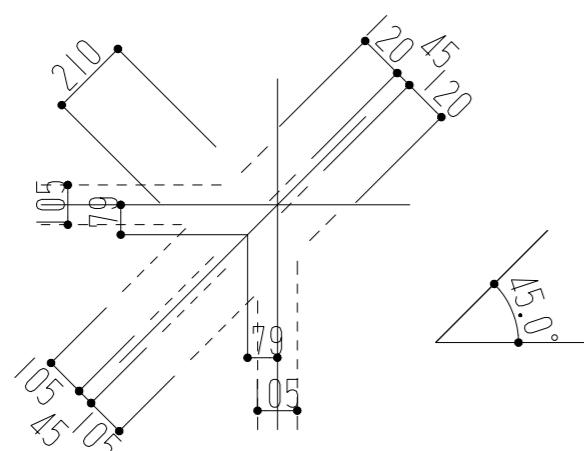
海陽町		工事名称 令和7年度 竹ヶ島四阿新設工事	図面番号 A - 12
設計 R7.12	竣工	図面名称 部分詳細図 (2)	縮尺 1 : 10・20

特記事項  
 ・木材:  $\Sigma\delta^*$  (含水率20%以下)  
 ・コンクリート:  $F_c=21N/mm^2$   
 ・鉄筋: SD295  
 仕様は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年度版」を参照。

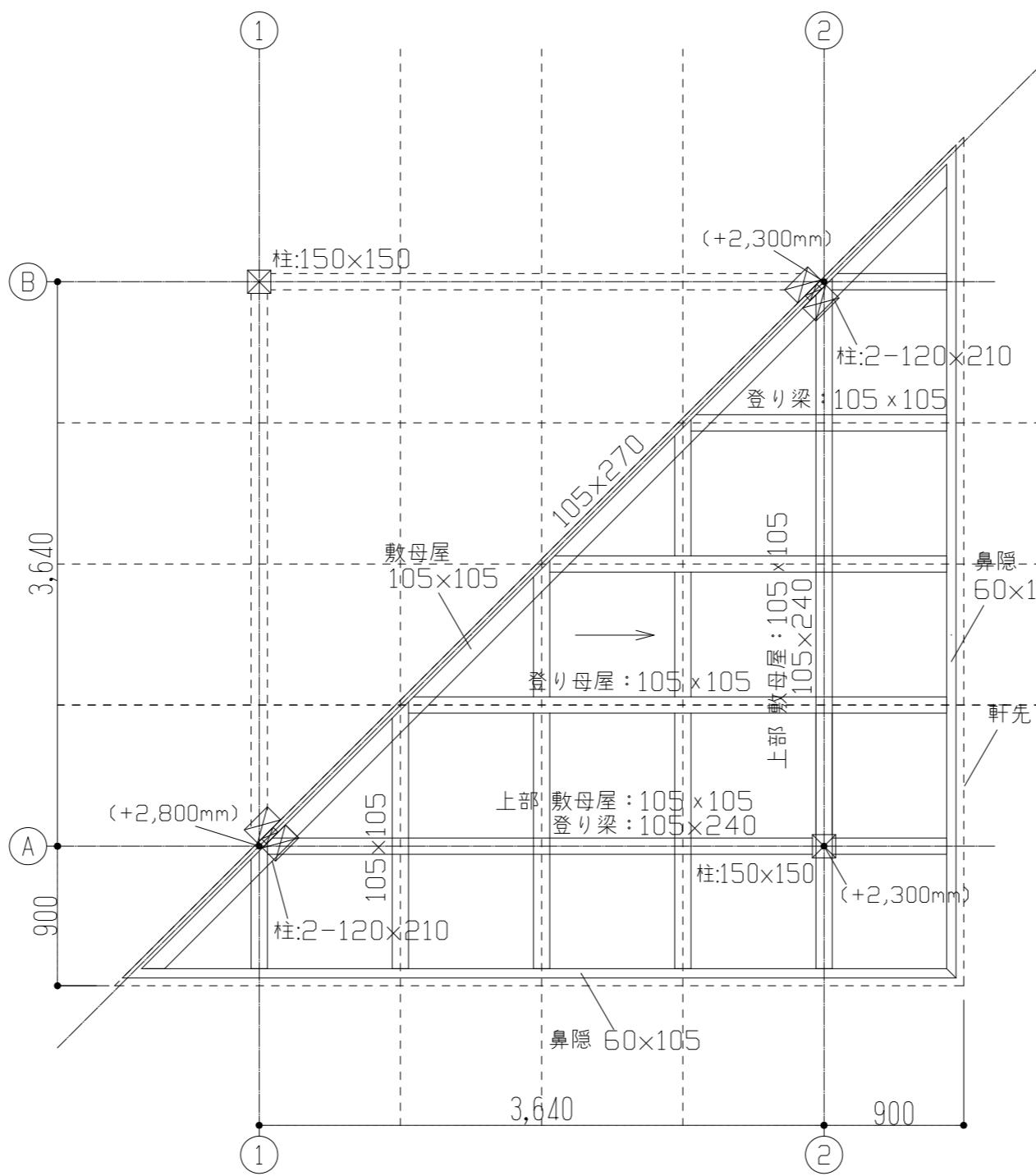


基礎伏図 S=1:40

Y+方向  
→X+方向

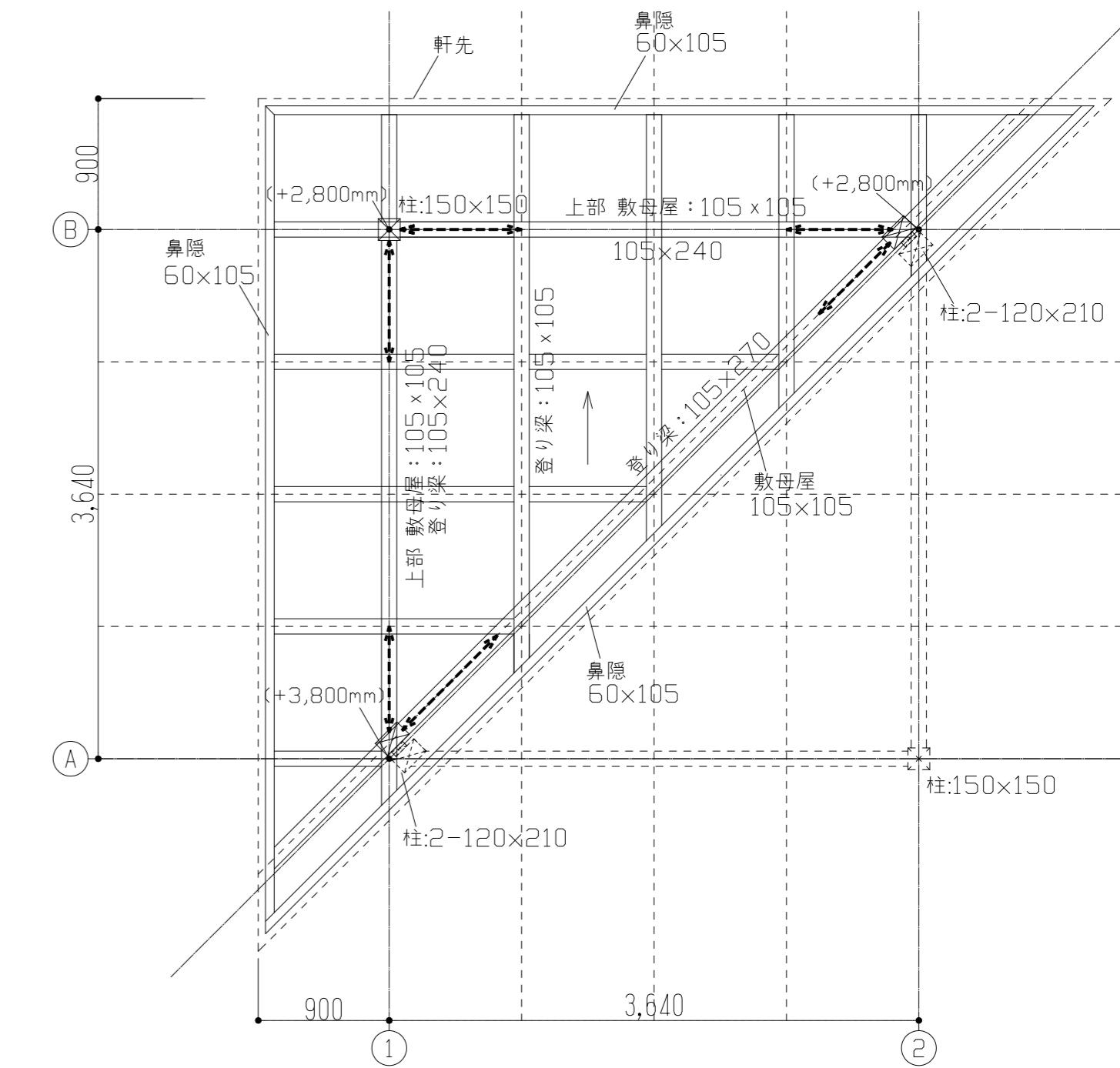


柱位置図 S=1:20



屋根伏図(1) S=1:40

※凡例  
 ・記入なき梁 = 105x105



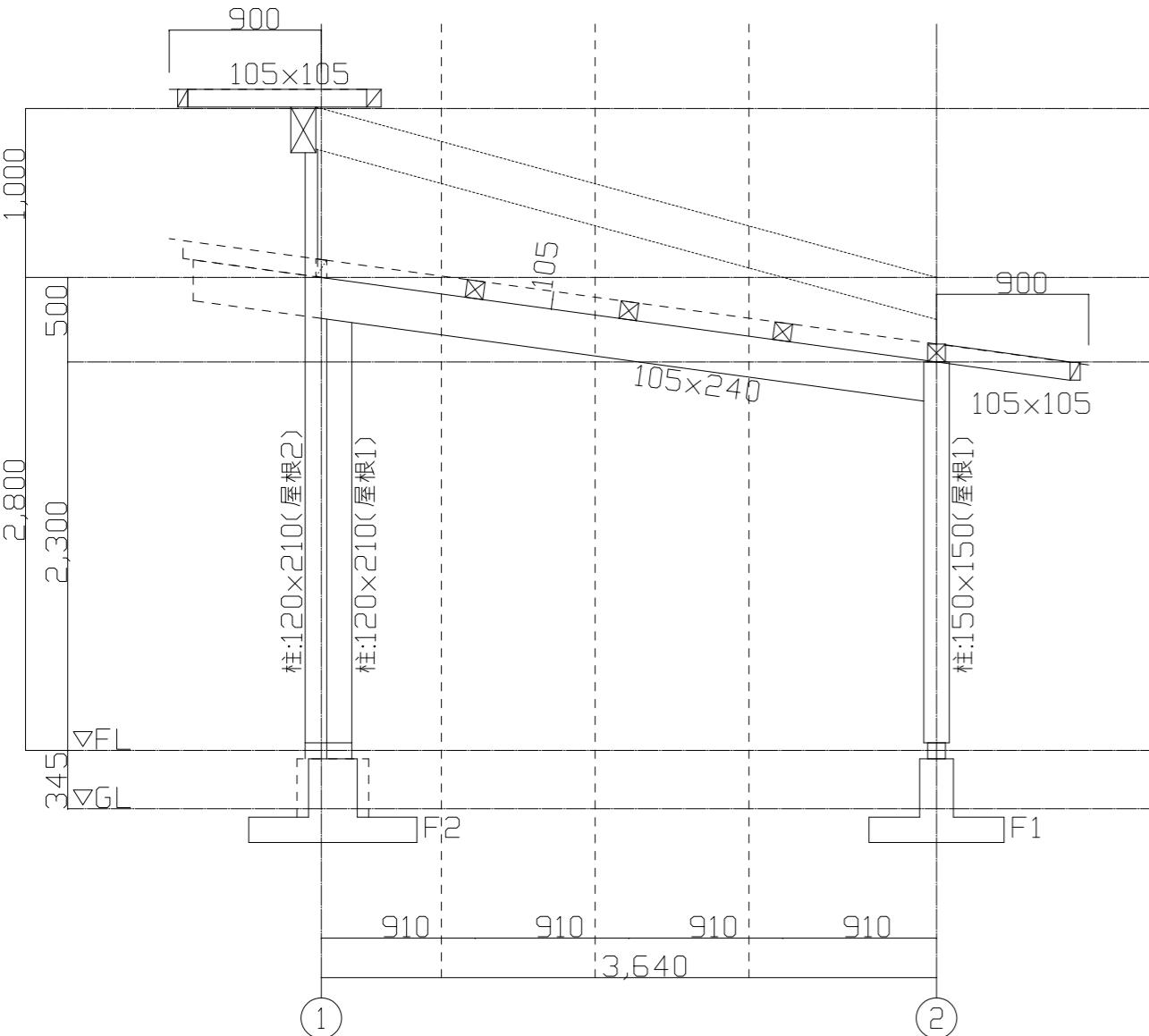
屋根伏図(2) S=1:40

※凡例  
 ・記入なき梁 = 105x105  
 - - - - : 方材 90x90

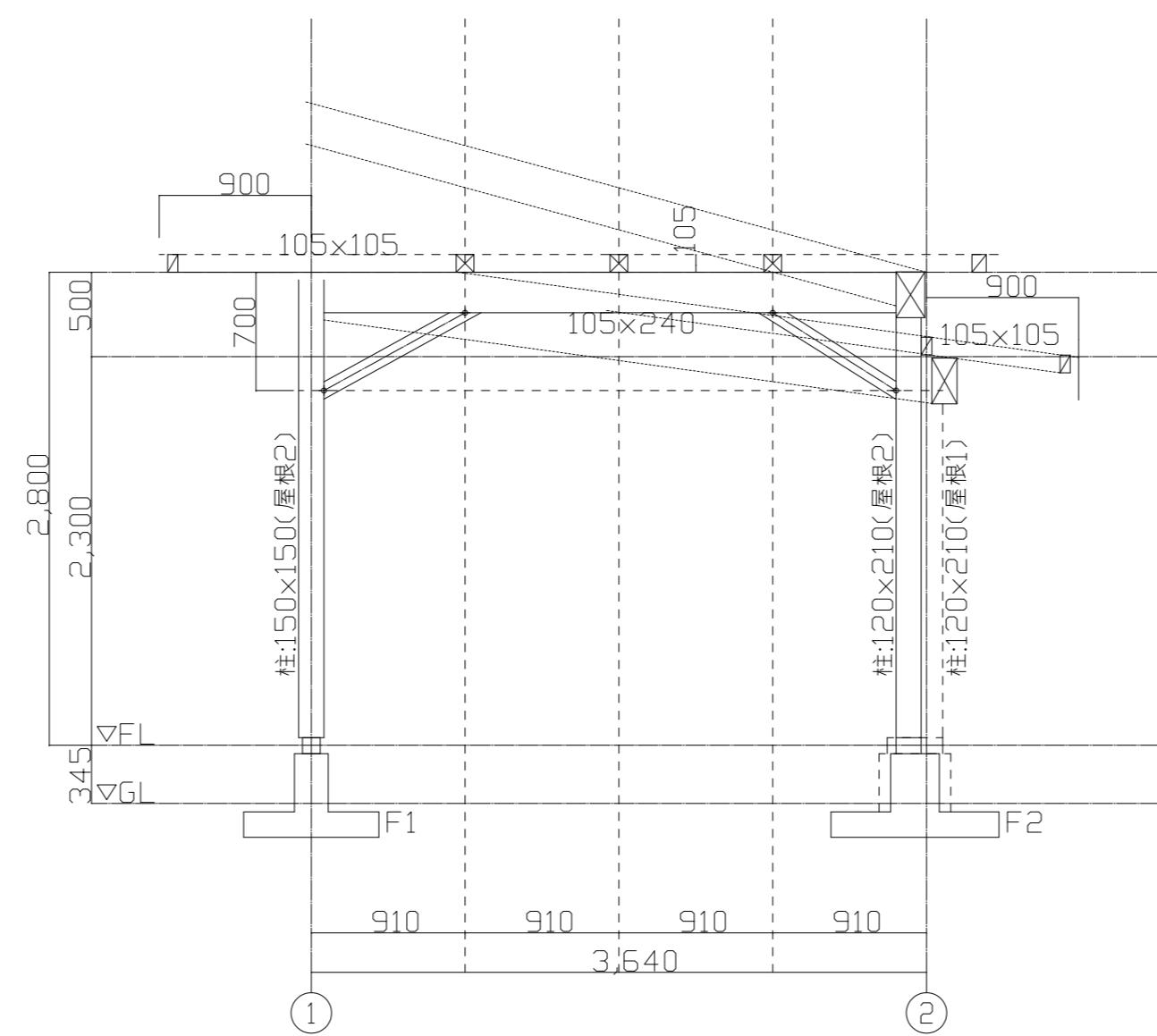
縮尺 A2: 100%  
A3: 70.7%

工事名称 R7年度 竹ヶ島四阿新設工事  
 設計 R7.12 竣工  
 図面名称 伏図

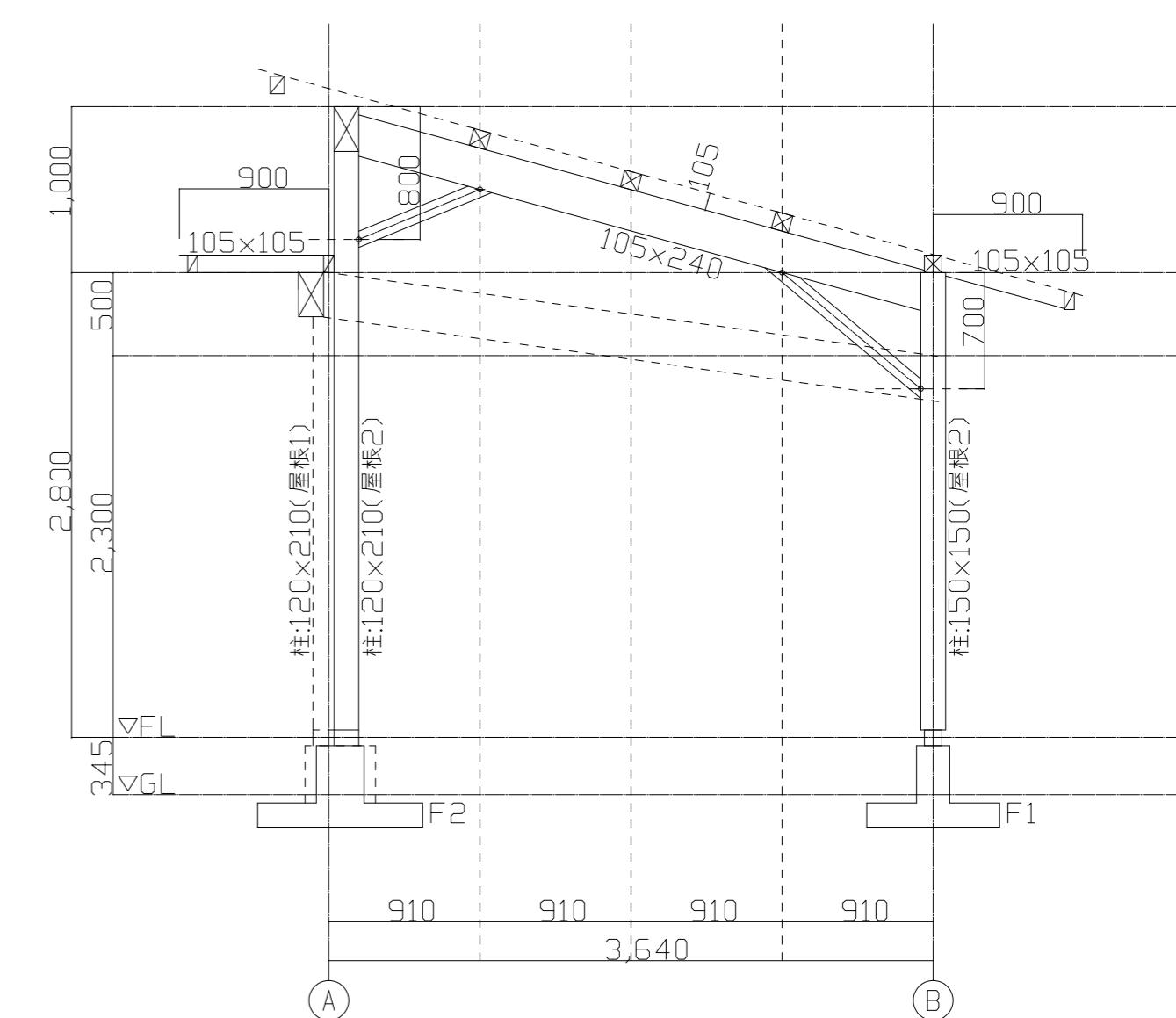
図面番号 S-01  
 縮尺 1:40



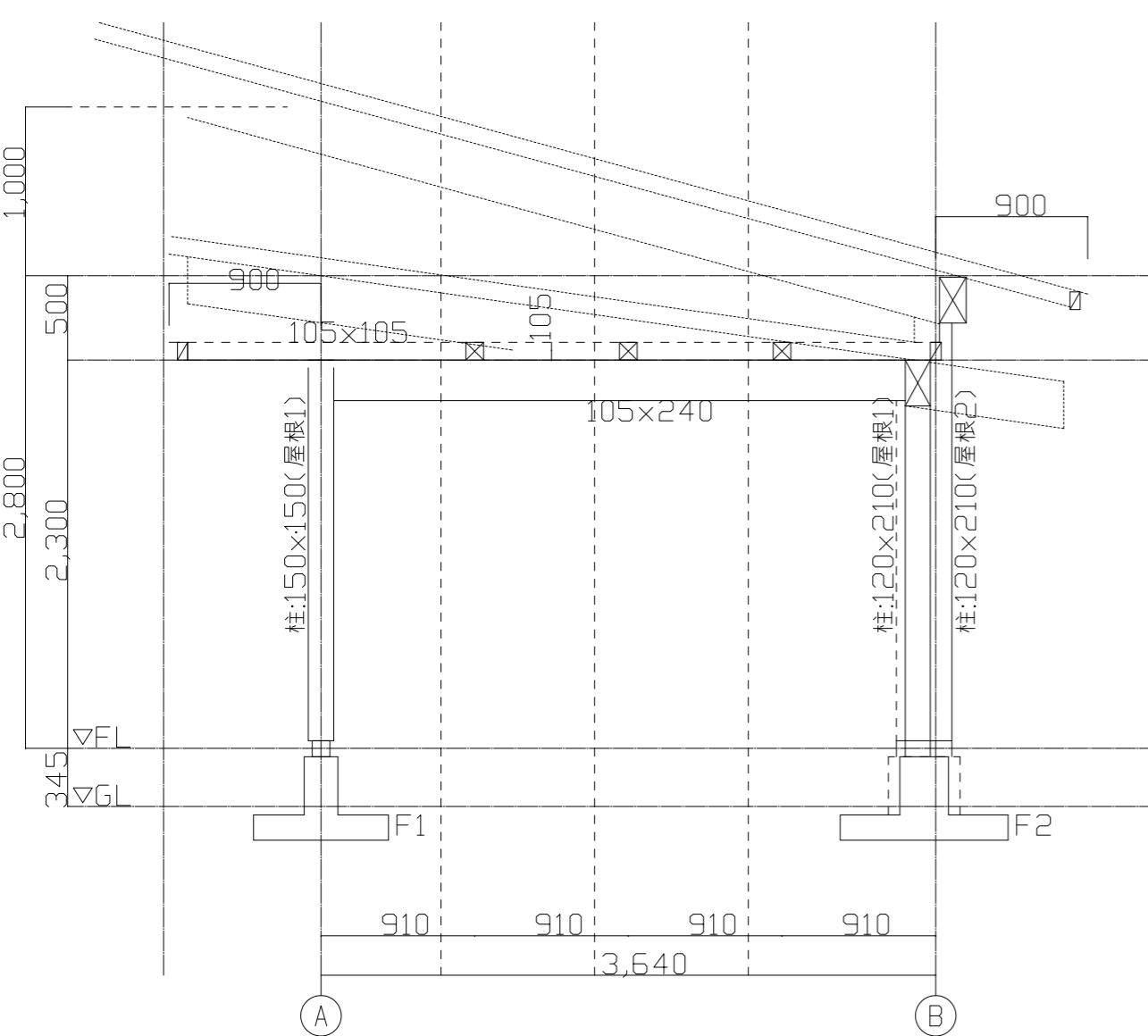
A軸組図 S=1:40



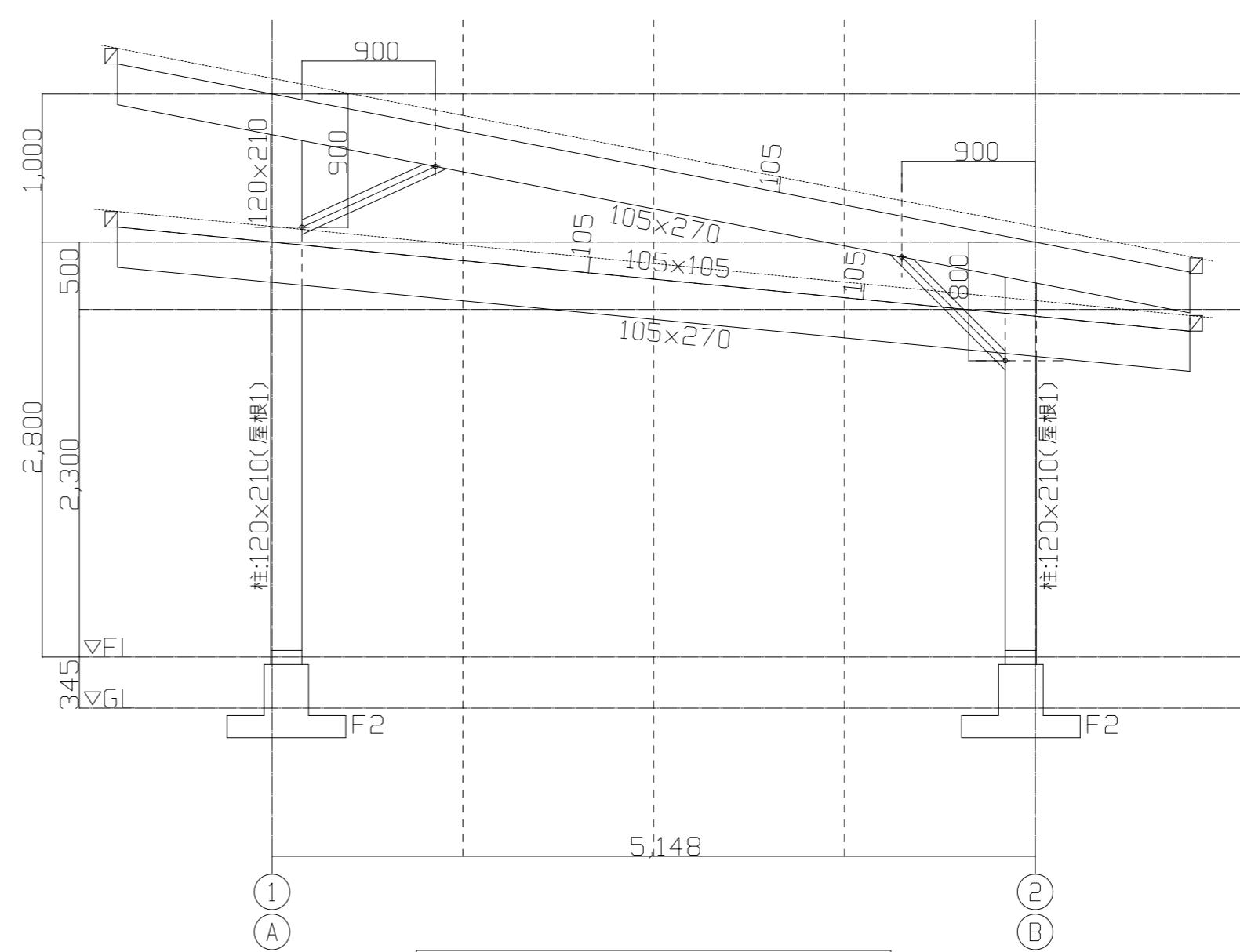
B軸組図 S=1:40



1軸組図 S=1:40



2軸組図 S=1:40

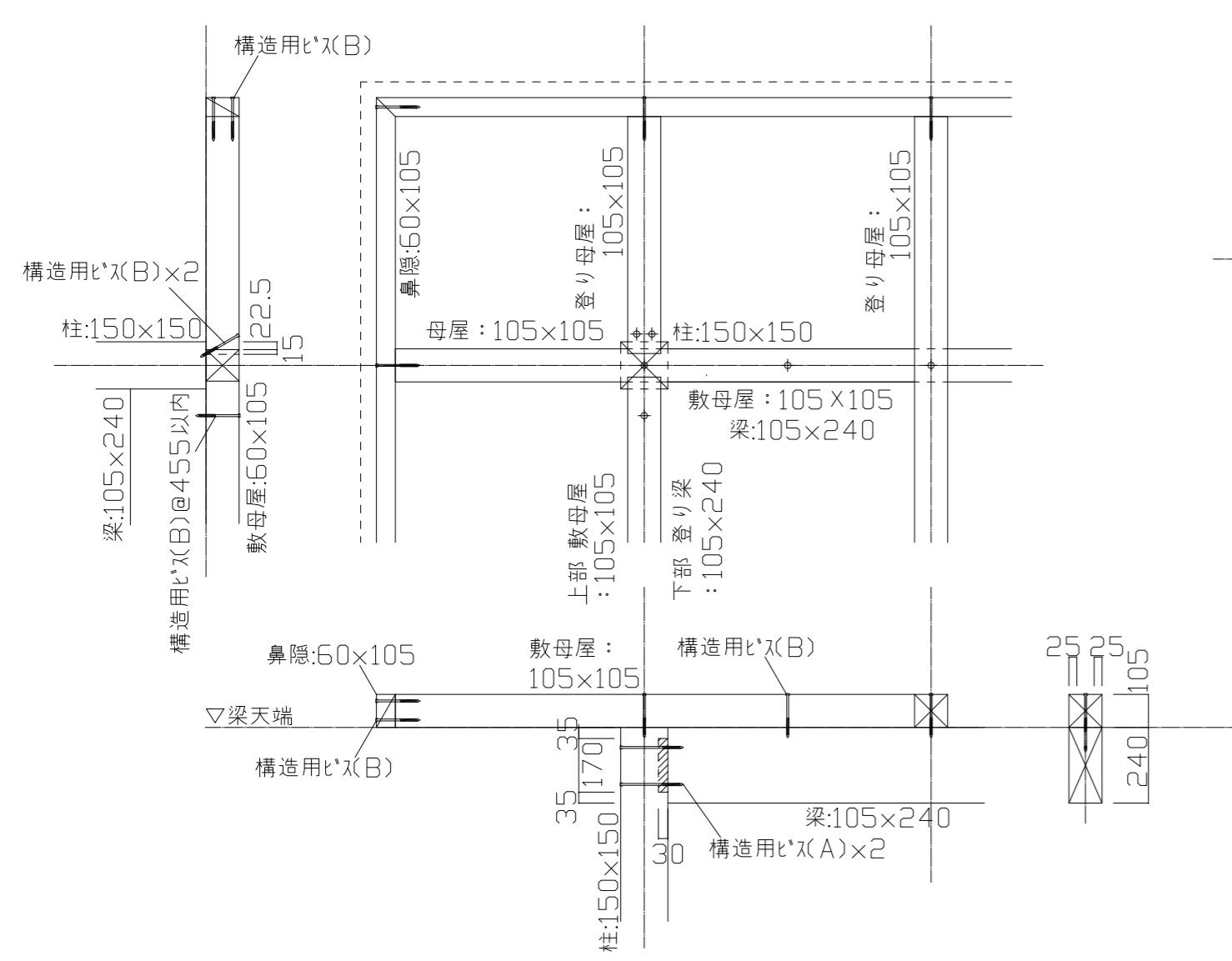


水上-水下軸組図 S=1:40

縮尺 A2 : 100%  
A3 : 70.7%

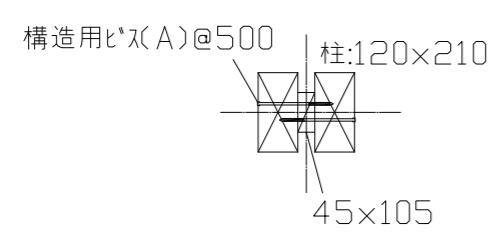
海陽町  
設計 R7.12 竣工  
工事名称 R 7 年度 竹ヶ島四阿新設工事  
図面名称 軸組図

図面番号 S - 02  
縮尺 1 : 40



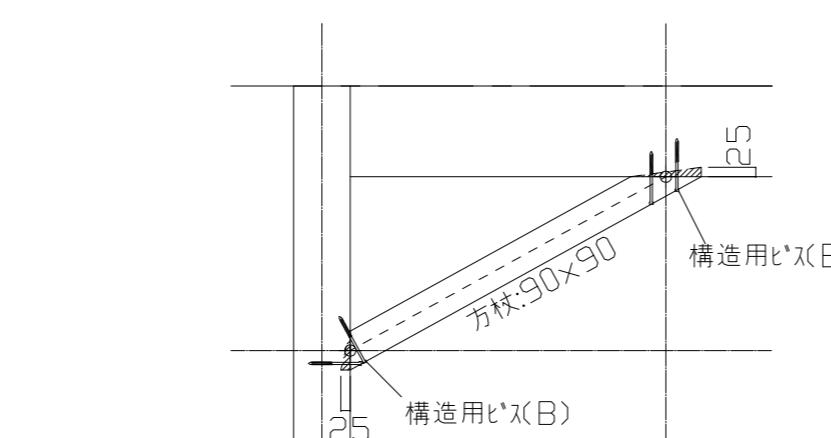
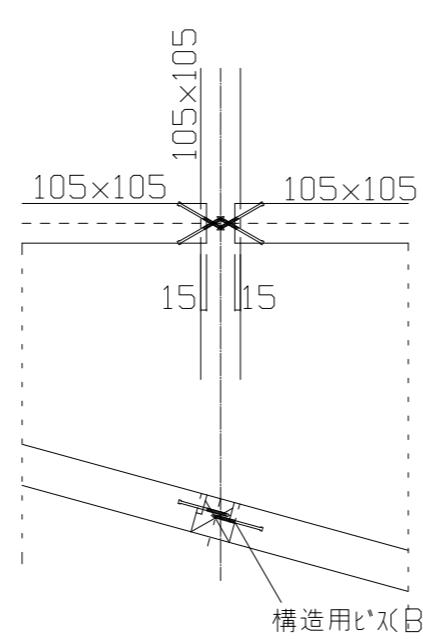
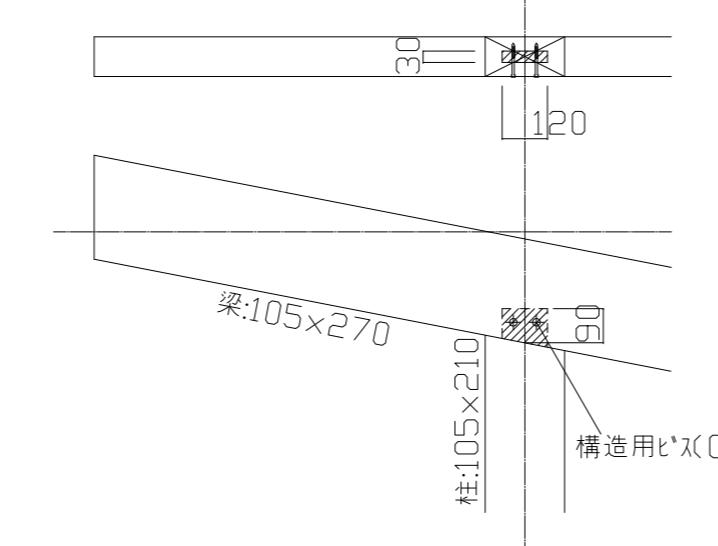
構造用ビス(A)=バーリード'S PS8-200  
構造用ビス(B)=バーリード'S PS8-140  
構造用ビス(C)=バーリード II+ P6-90 II+

梁・母屋・鼻隠接合部 S=1:20



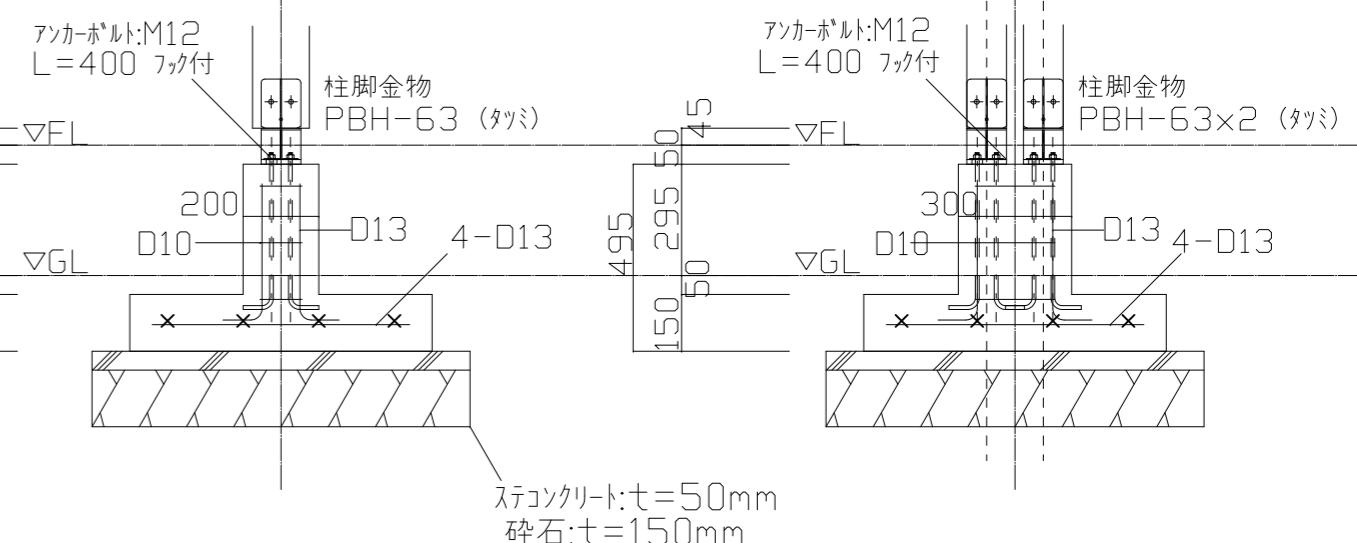
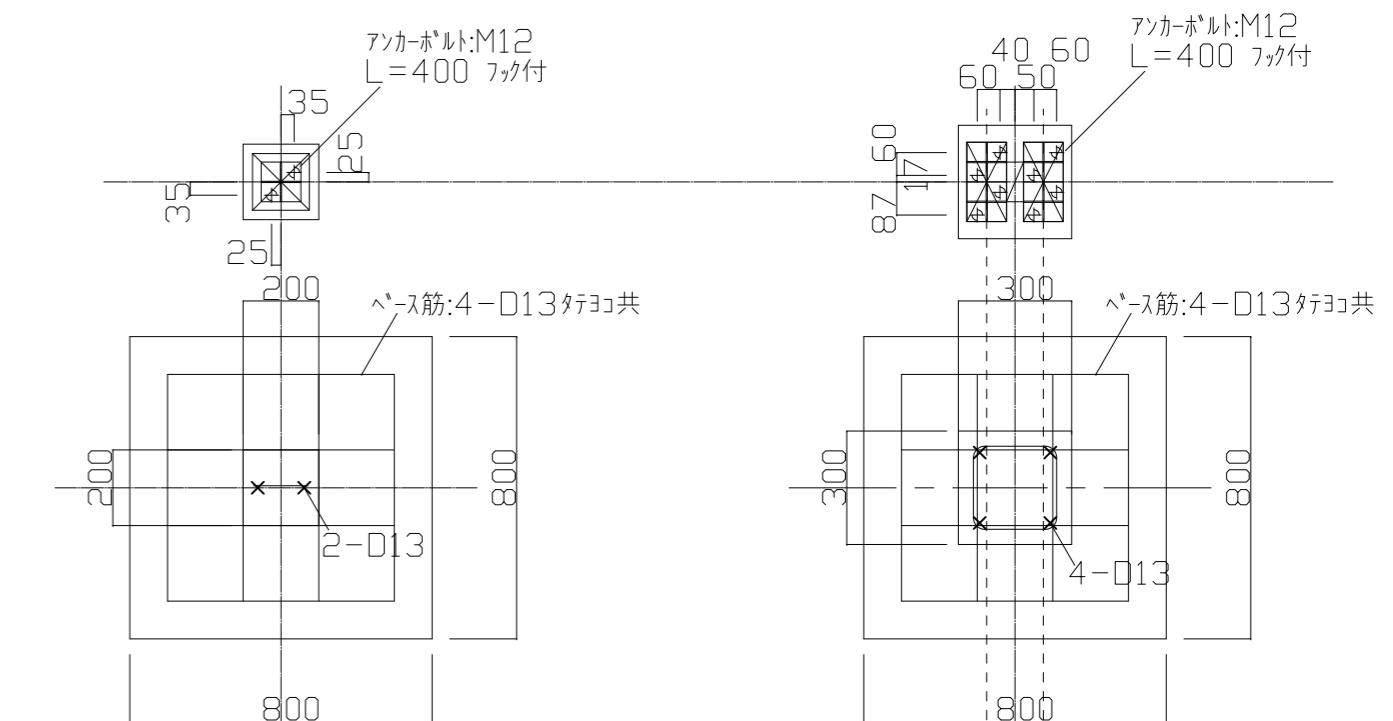
柱廻り接合部 S=1:20

方杖接合部 S=1:20



接合詳細図 S=1:20

構造用ビス(A)=バーリード'S PS8-200  
構造用ビス(B)=バーリード'S PS8-140  
構造用ビス(C)=バーリード II+ P6-90 II+



F1基礎詳細図

F2基礎詳細図

基礎詳細図 S=1:20